

LIBRA

2015年 6月号

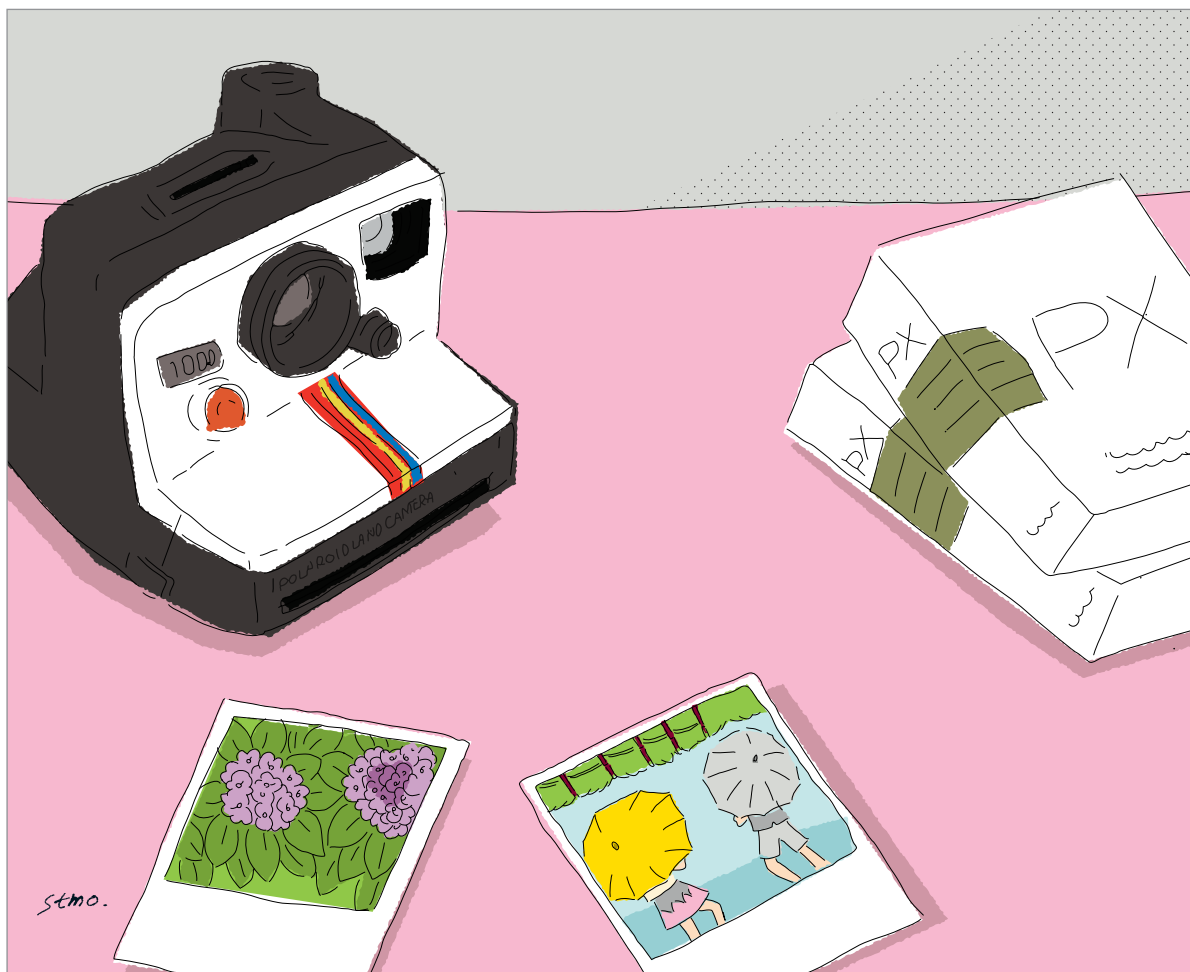
〈特集〉

東京弁護士会マネジメント会議 報告—座談会—

〈インタビュー〉

元日本代表サッカー選手

横浜FC(横浜フリエスポーツクラブ)代表取締役会長 奥寺康彦さん



さらば夜空を駆け抜けたスーパースター達！



君達の終焉を感じ、北へ北へと追いかけたこの1年。
先頭に掲げられたヘッドマークは、君達の誇りであり、そして矜持であったと思う。
突然現れたちぎれ雲に惨敗喫した礼文華峠の夏の悪夢も、
車中で夜を過ごし早朝のトワイライトエクスプレスを待った長万部の秋の夜も、
寒空で6時間北斗星を待ち続け有珠山バックに晴れを極めた冬の日も、
今はどれも良い思い出。
今まで本当にありがとう、そして、さようなら…。
夜空を駆け抜けたスーパースター達！

会員 五反 章裕 (63期)

東京弁護士会マネジメント会議 報告

— 座談会 —

2014年度、当会のマネジメントの問題点と改善点を検討して当会会長に具申することを目的として、民間有識者を委員とする、東京弁護士会マネジメント会議が設置された。同会議では、2014年7月から2015年2月までの調査検討を踏まえて、2015年2月に報告書を当会に提出した。

その内容は、①財務、②人事関連、組織関連、事業関連、③ペーパーレス、IT化の三部構成で詳細な検討がなされており、当会の今後のマネジメン

トを検討する上で極めて重要な示唆に富むものとなっている。その報告書の要旨については、本誌3月号(44-45頁)で紹介したところである。

本特集では、マネジメント会議の委員を中心に2014年度と2015年度の理事者等も加わって座談会を行い、マネジメント会議の調査経過とそこから見えてきた課題等について、ざっくばらんに語っていただいた。

(臼井 一廣、伊藤 敬史)



出席者

外部委員

橋本 修一 座長

柴 毅 委員

中嶋 博 委員

茂木 理恵 委員

2014年度役員

高中 正彦 会長

船木 秀信 副会長

松田 純一 副会長

殷 勇基 監事

長谷部 修 監事

2015年度役員

伊藤 茂昭 会長

鹿野 真美 監事

事務局

石井 貴子 秘書課長

*本座談会は、2015年3月10日に行われた。
本文中の肩書きは全てその時点のものである。

1 はじめに

茂木：最初に、高中会長から、マネジメント会議を全体的に振り返ったお話をいただけますでしょうか。

高中：まずもって、当初の予想を大きく上回る大変充実した内容の報告書を短期間にとりまとめていただいたマネジメント会議の委員の方々には心から御礼を申し上げます。

日本の企業では、コーポレートガバナンスとして、外部役員の導入が当たり前になっております。これに対し、弁護士会につきましても、弁護士自治との関係で、根幹部分に外部の方が入ることは、法制度的にも、会員の意識の上でも、極めて難しいとされてきました。しかし、私は、そうだからといって、弁護士会のマネジメントが唯我独尊に陥っていいとは思いません。

そこで、外部の有識者に当会の事務局のマネジメントについて、新鮮な視点から点検していただき、実務的に実現可能な改革案をお示しいただけないだろうかと考え、マネジメント会議を導入しました。私は、外部有識者による事務局マネジメントの再チェックを会長に立候補した際の選挙公約にしていたのですが、就任直後にぜひ実行に移そうということで、舩木筆頭副会長に取り仕切っていただき、このたび報告書という形で成果がまとまりました。

今日の座談会では、報告書の内容についての説明もさることながら、東京弁護士会の事務局マネジメントについて、外部有識者の目線に立った批判と提言をお願いしたいと思います。私は、このマネジメント会議の成果は2014年度のヒット作の1つと自画自賛しておりますが、これをぜひ2015年度につなげたいですし、他の弁護士会にも伝えたいと思います。事務局マネジメントのどこに問題があったのか、それはどうすれば解

決するのか、民間企業ではこうやって克服していますという話をぜひ紹介していただきたいと思います。

2 マネジメント会議の活動を通じて感じた東弁の印象

茂木：今、高中会長のお話にあったように、事務局のマネジメントとの関係では、当会初の第三者委員会ということでございましたので、私たち外部委員も、内部の方も、お互いに発見の多い活動だったと思っています。そこで、まず、それぞれの担当内容に触れながら、外部から見た東弁の印象ですとか、実際の活動を通じての発見を、振り返っていただきたいと思います。まず座長の橋本さん、いかがでしょうか。

橋本：最初に高中会長からこのお話をいただきまして、私も弁護士会とのお付き合いが長くて弁護士自治という言葉もよく存じ上げていましたので、どこまで踏み込んでいいのかという不安もありました。ただ、そういう中で理事者の皆様が真剣に事務局を変え、ひいては会全体を変えていきたいという思いを持っていらっしゃるのを肌で感じまして、引き受けさせていただきました。

最初にやったことは事務局の皆さんのヒアリングでした。ヒアリングの中で、事務局の皆さんがどう考えているのかが気になりました。上の思いと現場の思いが違うこともよくありますので。ところが、今回は、事務局の皆さんも、自分たちがやっていることはこれでいいのだろうか、そこを見てほしいという思いを持っていらっしゃいました。そういう意味で、理事者だけでなく、事務局の皆さんも、変えていこうというお気持ちがあるということは非常にいいことだと思いました。



座長／人事関連・組織関連・その他(事業関連)担当

橋本 修一

東京日野自動車株式会社理事。安田火災海上保険株式会社（現 損害保険ジャパン日本興和株式会社）の本店自動車営業第三部長，自動車開発第三部長，営業開発第二部長，企画開発部長などを経て現在に至る。損害保険会社に於いて，企業・官公庁・諸団体マーケットを担当。企画部門，営業及び営業推進本部を主に歩む。現在は，その知見を生かし，東京日野自動車株式会社の理事として活躍。

茂木：橋本座長は他の委員に比べて弁護士会の内部のことをよくお分かりだったと思います。その橋本さんも，今回の活動を通じて，新たな気づきがありましたら，教えていただけますか。

橋本：委員会活動の業務が，これほど事務局の仕事の中で大きなポジションを占めているというのは知りませんでした。その部分が事務局の皆さんのご苦労されている部分だろうということも感じました。

ただ，そこが，ある意味，弁護士会の存在意義の1つということも感じましたので，ただ効率化というだけではなくて，一般の人から見て弁護士会がこんな活動をしていると分かるように，弁護士会の本来の使命はどういうことかを委員会活動を通して社会に発信していくという業務が非常に大きい仕事だと感じました。まず，それを基にした上で，効率化の観点からどういうことがアドバイスできるのかを考えるようになったところなんです。

茂木：ありがとうございます。財務担当の柴さんはいかがでしょうか。

柴：私自身が日本公認会計士協会の常務理事をやっております，エリアは違いますが，似たようなことをやっているのではないかと想像しておりました。最初に驚いたのは，弁護士会の役員の方々は1年で改選してしまうということです。会計士協会の役員の任期は3年で，かつ長年やっている人の枠で，常務理事，副会長，会長となっていくので，継続性が担保できます。弁護士会は毎年変わっているということで，どうやっているのか興味を持ちました。

それと，会計士協会は，一番上に日本公認会計士協会があって，その下に地域会ということで支部があ

る単一の会です。最初にこのビル（弁護士会館）に入って，東京に弁護士会が3つもあるということに驚きました。いろいろ歴史があるのでしょうけれども，お話を聞いていると同じようなこともやっておられるし，所管が複数あって，たぶん役割も重なっていたりするのではないかと目で見させていただきました。

驚いたことがあと2つありました。財務課の課長や課員，あるいは前監事，財務委員会の元委員長と，いろいろヒアリングさせていただいたのですが，皆さんしっかりした考え方を持たれていました。私が提案している内容のほとんどは皆様方が日ごろ感じていることを言っていたいて，話し合っているうちに，そういうふうにしましょうかということで出来あがっております。そういうものを拾い上げることができたのかなと思います。

もう1つが，前年度の総会招集通知に載っていた監事さんのレポートです。これが相当なページに上っていて，個々の財務関係についていろいろな角度から問題提起がなされていました。ちょっと会計士とは違った見方もなさっているのが面白いと思ったのですけれども，本当に参考にさせていただいて，非常に作業が進めやすかったです。

茂木：ありがとうございます。ペーパーレス担当の中嶋さんはどうでしょうか。

中嶋：私は主にペーパーレス，IT化ということで携わらせていただきました。私自身，主に会社組織で長く経験はあるのですけれども，弁護士会という組織は初めてで，ある意味部外者ですね。本当にそれ言いたいことが言えるのかということもあったのですけれども，実際に委員会の皆様のいろいろなご配慮もありまして，かなり好き勝手なことを言わせていた



財務担当

しば たけし
柴 毅

公認会計士（あらた監査法人代表社員）。日本公認会計士協会常務理事。監査法人では、銀行、証券会社、保険会社、投資信託の監査、会計、規制対応等アドバイスを担当。日本公認会計士協会では、学校法人委員会、非営利法人委員会の担当。公益的団体の財務・会計について、豊富な知識と知見を有する。

できました。

そんな中で、最初は、組織をどのようにとらえればいいかと戸惑いました。理事者は1年で交代します。一方で事務局は数十人の組織ですけれども、非常にまとまった運営をされています。ではそれだけかという、実は委員会があって、事務局の100倍規模の人数がいるのですね。例えば、それを1つの組織ととらえるかというところはかなり戸惑いましたし、それが見えて非常に面白かったですね。

おかげさまで、委員の皆様や事務局のご配慮により、いろいろな方とお話する機会をいただきました。普通の会社組織とは違うところ、要するにマネジメント層が非常に短期間で変わる、コアは非常にしっかりしている、ただし、そこに会社の組織委員や協力者やゲストがミックスされたような大人数の人たちがいる、というあたりをどう分別するかというところでご協力いただきまして、面白かったです。

3 インタビューの感想

茂木：今回の活動では、30人にインタビューをさせていただいて、それぞれ1時間ぐらいつつお話を聞いていますので、かなりのボリュームをやらせていただいたという印象でございました。このインタビューによって、課題の明確化と、解決に向けた提言をブラッシュアップしていきました。インタビューのときに苦勞したこと、印象に残ったこと、トピックスみたいなことがあれば一言ずついただけますか。

橋本：この組織は、事務局があり、事務局の中には事務局長を頂点とするヒエラルキーがある。もう1つ、理事者会があって、そことの関係もある。それともう

1つ、委員会があって、委員会の委員長をはじめとする弁護士との関係もある。それとそれ以外の会員との関係もある。ということで、事務局の業務効率だけでは完成しないのだろうなという気がします。そこで、できるだけたくさんの方の意見を聞こうということで、まず事務局の事務局長、次長、課長のご意見を聞き、また入所期の比較的浅い方のご意見も聞きました。それと同時に、各委員会の委員長をはじめとするトップの方、それと理事者など、いろいろな方のご意見を伺いました。

その中で一番感じたのは、皆さんそれぞれご自身が担当しているお仕事を本当に真剣に考えておられるということです。特に委員会活動は、まさに手弁当でやっていたらしゃって、非常にピュアなのですね。ただ、そこに、世の中が望んでいる効率化等を入れていかなければならないというときに、過去からずっと蓄積したものがありますので、まず皆さんの意見を聞いたわけです。

そのとき言われたのは、お年を召された弁護士から若い弁護士までいらっしゃるので、その中で意見がまとまらないという部分がある。特にペーパーレスとかIT化についてはそういう部分があって、そういう部分についてはいっぺんにやると破綻しますので、少しずつ提言を実現化していくということなのだろうなと感じました。

茂木：柴さんはいかがですか。

柴：最初は当然初対面の話をしますもので、いきなり本音は出てこないのですけれども、半分ぐらい過ぎてから、何かお困りのことはないですかと、ご用聞きみたいな聞き方をしたところ、いろいろと疑問に思っていることを言っていたいただきました。

ペーパーレス、IT化担当

なかしま ひろし
中嶋 博

JIMA コンサルティング&エージェント合同会社代表社員。アルプレスコジャパン株式会社代表。SAP ジャパン株式会社（金融、公共セクター営業本部長）、日本IBM株式会社（ECM 事業部長）などを経て現在に至る。会計モジュール認定コンサルタント、プロセス管理のエバンジェリストとして活躍。金融機関向けコンサルティング、文書（コンテンツ）管理、プロセス管理等のコンサルティングにつき豊富な経験と知見を有する。近時は、プロセス管理及びコンテンツ管理の普及に取り組み、豊富な実績をあげている。



財務課の方は、予算をつくることに対して日ごろ相当気を使っておられるのですけれども、そういう中でおっしゃったのは、予算を立てている人とその予算を実行している人がずれているのですよね、それをきちんと毎回説明しなければいけないのですよねということでした。私の提案の中で唯一自分で考えたと言っているのが、理事者の選任の時期を早めにして、少しでも長い期間、予算の編成に次期執行部の方が携わっていただければ、そういう面は緩和されるのかなということでしたが、それはそういうやりとりの中で思いついた次第です。

茂木：中嶋さん、お願いいたします。

中嶋：昨年9月からインタビューがスタートしたのですけれども、結構早い段階で、これは有意義な提言ができそうだなと感じるエピソードがありました。

1つは、私が、ここに出入りするのは初めてなのでよく分かりませんと言ったところ、その場で舩木副会長、松田副会長に、ではちょっとオフィスを回ろうということで見させていただきました。

2点目はインタビューです。インタビューって、普通は社内の利害関係みたいなものがありますので、なかなか短期間にうまくセッティングできないケースがあるのですが、今回は非常にスピーディーでした。わずか1週間か10日ぐらいの間に見事にセットしていただきました。これは石井秘書課長にお礼を言わなければいけません。

3つ目は、私の思い付きで、プロジェクターを持ち込みまして、いわゆる PowerPoint 等の図を見ながらディスカッションをしました。大変スムーズにそういった発想を受け入れてくれた。そういう意味で、とてもオープンで、柔軟性がありました。それは非常にあり

がたかったです。そうでなければ、数カ月では、なかなか具体的に先に進まなかったと思います。

橋本：逆に、事務局の皆さんがどんな感想を持たれたのかを聞きたいですね。外から外圧で変えるといっても、定着しません。自分たちが変わろうということで初めて変わっていきますので。そのあたりについて、石井さんの耳に入っていたら、お聞かせいただけますか。

石井：これまで第三者の方々が事務局内にお入りになって、座席のレイアウトなり、紙資料・データの管理なり、事務作業がどのように行われているかということをご覧になる機会はありませんでした。職員にとって初めは抵抗感があったと思います。ところが、職員が委員の方々と対話を重ね、マネジメント会議の趣旨を理解するに連れ、よりよい東弁事務局を目指そうという意欲が次第に高まったと感じています。

当初皆様がお越しになったときに比べると、職員の意識は随分変わりました。

橋本：ヒアリングは1人あたり30分ぐらいという形でやったのですが、だいたい1時間くらいかかりました。それだけ皆さん真剣にお答えくださったのですね。石井さんがおっしゃったように、それだけ我々に対しても期待をしてくださっていたのだと思いますので、今回出させていただいた我々の提言を、現実のものにしたいといけないと思います。少しでもいい方向に変わって、ああいう形で外部の人間の声を聞くのも悪くはないと思っていただければ、ある意味成功なのかなと思いました。

茂木：私は企業の組織、人事系のコンサルティングということでずいぶんインタビューの仕事をさせていた

事務局とりまとめ担当

もぎ りえ
茂木 理恵

株式会社アンテグラ代表。企業各社の無形資産評価、組織活性化調査、ソフトウェア製品及び情報システム分野、開発の上流工程における業務コンサルティング等、組織マネジメント改善に関する豊富な経験と知見を有しており、制度設計及び事業コンサルタントとして活躍し、企業の組織活性化、業務プロセス評価、課題抽出とコンサルティングなどを多数手がける。近時は、中小企業庁の平成26年度事業「地域中小企業のシニア人材確保・定着支援事業」として、中小企業活性化施策（人材定着支援）を担当。



だいておりますが、通常はインタビューをさせていただく方を数十人お願いする場合には、そのセッティングに2～3週間は時間を取られるのですよね。今回は、それが本当にあっという間にその場で決まってしまうということと、それから出てこられた方たちがとてもオープンにお話してくださるということが印象的でした。事務局の方に趣旨の理解が徹底されていたということで、情報伝達が素晴らしいと思いました。

4 マネジメント会議の進行方法について

茂木：このあたりで、私たちの今回の進め方について、担当の船木副会長や松田副会長のお話を伺ってみたいと思います。今回は、最初に調査時間をたっぷり取って、それから提言に向けての時間をとるというやり方でした。非常に短い期間でやらなければいけないということもあって、毎回の成果についてご心配もあったのではないかなと思います。松田副会長、いかがでしょうか。

松田：当初はいくらか懸念をしておったと思います。それは期間が短くて、そしてまた十分なお礼もできない中で、おそらくたくさんの資料を要求なさって、それを文字で分析していただく。結果、こちらが出してほしい答えに合わせてご回答をいただく事にとどまるのではないかなという懸念でありました。資料を要求していただくと、事務局は相当な準備時間をかけてくたびれてしまう。上がってくるものは形のいいまとまったものが事務局から上がってくると、分析結果も通り一遍のものに陥らないかなという懸念でした。

しかし、今回は、30人を1人あたり1時間ずつかけて短期間の間でヒアリングしていただき、現場に近づ

いて生の声を吸収していただいたという点で、とてもよかったなと思います。事務局にとっても、あれを出せ、これを出せという資料要求ではなくて、その場の1時間を真剣勝負で聞いてもらえるんだというところで、本音を引き出していただけたのではないかと思います。それを相互に取りまとめているいただいてご提言いただいたということで、こちらの作弄的な予定回答ではなく、4人の方々の持ち味を存分に出していただいた形でオリジナルのご提言をいただけたと思っておりまして、当初の懸念が吹っ飛んだ素晴らしい提言がいただけたと思っております。

茂木：ありがとうございます。船木副会長、いかがでしたか。

船木：私は、当初は、外部の方から意見を伺うとしても、形式的な取組みで終わって、本当にこの弁護士会を変えるだけの掘り下げたご意見をいただくことは難しいのではないかと懸念していました。

しかし、それは私の誤った先入観でした。私がまず驚いたのは、検討作業のスケジュールの立て方でした。次回までに何をしなければいけないかという明確な目標を立てて、毎回の会議を設定されており、一度たりとも無駄な会議がありませんでした。次の会議までに必ず進展した新しい材料をご準備して発表いただくことで、一回一回確実に前に進んでいくのが目に見えて分かりました。こうした進め方は、我々弁護士会の委員会やPT（Project Team）などでは、なかなか実行できない動き方だったと思います。当初、私が想定していたものよりもはるかに高いレベルの方向に進めていただいて、結果が出てきたということに対して、本当にうれしく思い、感謝しているところです。



2014年度会長
高中 正彦 (31期)



2015年度会長
伊藤 茂昭 (32期)

5 どのように実現していくか

船木：さらにお聞きしたいところとしては、今回お出しいただいた報告書をどのように実現していくかということです。それぞれご担当なされたテーマの中でどこから行うのが一番効率的なのか、現実的なのかというところを含めて、アドバイスをいただければと思います。

茂木：では、それぞれのご担当の分野で、どのように実現していけばいいかについて、お話しいただけますか。橋本さん、お願いします。

橋本：船木副会長からお褒めの言葉をいただいて、ちょっと面はゆいところがあります。確かに進行は非常に速かったと思うのですが、民間の人間というのは理論よりもとにかく現実の成果を上げなければならぬというのがありまして、失敗するかもしれないけど、とにかく前に進めてみよう。もし、進めてみて方向が間違えていたらもう一度やり直せばいいのではないかと、トライ・アンド・エラーでやっていこうという気持ちがあったので、とにかく前へ前へという気持ちでやっていった部分はあります。

そういう中で、今回いくつか出た提言のうち、まずこれからやってみようというのは事務局の皆さんが決めることだと思っています。そういう意味では、もうすでにパイロット的に進んでいるペーパーレス。これは成果も分かりやすいですし、特に若い会員は、今どきこんな分厚い資料が会議で出るなんてないよねと思っていらっしゃると思います。ですから、そういう部分からやっていけばいいのだらうと私は思います。

もう1つ、私の担当した組織の改革ということであると、例えば専任の事務局次長を置いて、理事会の方々と事務局とのパイプ役になるようなものを行った方がいいのではないのでしょうか。

人事的な問題、組織的な問題は、やはり時間もかかりますし、事務局の皆さんの合意も得なければなりませんので、これは拙速でやるのはかえってマイナスだと思います。管理職を部下が評価するという多面評価制度もご提案させていただいていますが、人事というのはまさに人のことでございますので、拙速でやると反感だけが残ってしまいますので、これもきっちりと時間をかける必要があります。ただし、少しずつステップを踏んでやっていくことは大事なことで、時間をかけながら確実にやっていただいて、どこかの時点では現実のものにしていいただければと思っています。

茂木：柴さん、どうでしょうか。

柴：私の提案の中では、中長期的な計画をつくる必要があることと、そういった機能を持つ役割をどこかの部署に持たせてはいかかという提案をさせていただきました。今回の改善は、中長期的に対応していく必要があることだと思いますので。そういったところをうまく使って、きちんとつなげていくことが改革に向けて必要だと思います。

茂木：中嶋さん、どうですか。

中嶋：ペーパーレス化などパイロットプロジェクトも立ち上がっています*1ので、これに関しては、多少時間はかかるかもしれませんが、推進していくことが

*1：若手会員総合支援センターおよび弁護士活動領域拡大推進本部では、会議資料をデータとして委員のPCなどで共有し、ペーパーレス化をはかっている。



事務局への報告会

重要だと思っています。

正直、ペーパーレス、IT化に関すると、オールドファッションであることは否めないと思います。ちょっと皮肉な言い方になりますけれども、そういうやり方で特に問題もなく運営ができているということは、逆に言うとそれは非常にしっかり業務をされているという裏返しでもあります。ですので、何か問題が出てIT化、ペーパーレスに走るという組織が多い中で、そうではなくて大方針の中で進めていくということがきちっと推進されれば、インタビューなどの印象も含めて、組織としては、あるいは人材としては、かなり優秀な方がそろっていらっしゃると思いますので、一気にこの辺のところは進んでいくのではないかなと思います。時代の流れとして新しいやり方を採り入れるというところをどれだけ早く浸透するかがキーになるとと思っています。

茂木：一連の活動から、「気づき」と「提言」を、報告書という形で出させていただいて、一通りの説明をさせていただいたわけですが、これをこれからどんな形で東弁の中で活かしていくのか、いろいろなことを考えておいでなのではないかと思います。船木副会長、そのあたりはどうでしょうか。

船木：まず、ご提出いただいた報告書、それから事務局への報告会（上写真）でご提示いただいた資料、これはペーパーレスでプロジェクターに映し出してご報告いただいたものですが、こうしたデータなりペーパーなりの形で全事務局で共有したいと思っています。その上で、この報告に基づいて、それぞれの部署において何に取り組まなければならないのか、何ができるのかについて提案を出してもらおうと思います*2。

茂木：松田副会長、いかがでしょうか。

松田：従前、東弁としては、いろいろな各所各分野で3カ年計画とか、時に10カ年計画というレポートを作成した歴史があります。その場合のレポートは、多くの場合、当会の会員がその方の問題意識を元にしてお作りになったということで、いずれも私が見た範囲では立派なものではありますが、単年度主義の理事者の任期と同じように、3カ年といっても1カ年で終わってしまう、10カ年計画といっても1カ年で終わってしまうような残念なことを繰り返してきたのではなかろうかと思っています。しかし、今回は、現場に直接インタビューして、言わば事務局の各部署を巻き込んでレポートしていただいたわけで、理事者が結論を誘導したことは一切なかったわけですし、相当に客観的な内容だと思います。

柴さんからは、中長期のビジョン、単年度主義理事者の弊害のようなことをご指摘いただいていますので、なおさら今回のレポートは今後継続して活かされるような方向にする必要があると思います。そのことを単年度主義の理事者は続けて見守ることができないことがつらいところではありますが、ぜひそこはこの機会に突破していただくことを任期終了間際になって願っておるという感じです。

人事の在り方については、橋本さんからご指摘をいただきましたけれども、特に幹部職員人事につきましては理事者がそれなりに影響力を持つという状況から、多面観察制度についてのご提言をちょうだいしました。人事が適正に、客観的に評価され、そして職員たちの士気が高まっていく仕組みがさらに深化されることが望ましいと思います。新制度採用は、明日からとは

*2：事務局から、事務局長、次長、課長において、各改善策等をまとめ、2014年度理事者に提出した。本件は2015年度理事者に引き継がれた。



2014年度副会長
船木 秀信 (42期)

いかにしても、ぜひトライする方向で検討を進めていただくことによって、これもまた職員のやる気や提案力と単年度主義の理事者の弊害とを少しでも緩和して、中長期のことを考えるベースが造られていくのではなかろうかと思います。

そうすれば、会員と全職員とが一体となって、中長期のテーマとして、当会の将来像とか、広報活動とか、発信機能といったことについて、さらに突っ込んだ提案をして変革を行う環境設定ができていくのではなかろうかなと思うものですから、この年度で終わりにするにはあまりに惜しいと私は思っております。

船木：また、今回、皆さんが行われたインタビューは、匿名性を保って行われ、事務局内外のさまざまな立場の方たちの、非常に率直な、生の声の集積ができました。日ごろの思惑やトップダウンなどとは無縁の、外部の皆さんだからこそ引き出せた、非常に貴重な会話がなされたと思います。最終的にいただいた提言が、この現場の問題意識、生の声から出ているということが、非常に大きなポイントだと感じています。こうした「声」を今後の事務局運営に活かしていくことが重要と思います。

6 提言の先にある将来的テーマ

茂木：本来は、今回ご提案差し上げたことが弁護士会の中でもまれて、どこまで実行するのかで、実行した後にもまた次のテーマということになっていくのだと思うのですが、数カ月こういった活動をさせていただいて、各委員から、本来ここまで提言したかったとか、あるいは将来的にこういった形にまで持っていけるはずではないかという、次のテーマにつながるよう



2014年度副会長
松田 純一 (45期)

なポイントを一言ずついただいてよろしいですか。本来こういったことも念頭に置きながら実際の活動にかかってもらえたらいいということがありましたらお願いします。

橋本：私の提言させていただいた人事、組織の問題は、忌憚なく出させていただきましたので、それをやるのかやらないのか、あるいはどの時点でアプローチするのかなというだけだと思いますので、私が思い残すことはありません。

ちょっと中途半端で終わったのは収支改善のところですかね。特に公設事務所。これはどちらかという社会貢献に近い。弁護士会の存在意義の大きな柱の1つだろうなと思っています。ただ、そこが収支の面で弁護士会の収支を圧迫しているというのも事実だと思うのです。これをどういうふう社会貢献をやりながら、なおかつ収支で少なくともとんとんになるようにやっていくことを考えなければいけないと思うのですが、そこについて答えはまだ出ていません。ただ、最初にちょっと申し上げたように、弁護士会の存在意義というのは、ただ効率化とか収支改善ではだめだと思うのです。法曹の分野を一般の人に知らしめ、身近なものにするという大きいテーマがありますので、この使命を全うしながら、なおかつ収支の部分で少しずつ改善していくことが必要なのだろうなと思います。

公設事務所については、それぞれの事務所単位での収支を見ていますけれども、これはロケーション、我々というマーケットによって収入は全然違います。あるいは支出も都市部にある事務所と周辺部とはだいぶコストも違います。その辺を一律で見るのではなくて、公設事務所全体の収支で見たらいかかでしょうかという提案はさせていただきましたけれども、全体の収支



2014年度監事
殷 勇基 (48期)

改善をどうやっていくかというのをもう少し突っ込んで調べさせていただいて、提言をさせていただきたかったかなと思っています。

茂木：柴さん、お願いします。

柴：法律相談センターは、三会で一部共同だったり、全部共同だったり、単独でやったりということで、いろいろ処理が複雑ですよということを申し上げました。三会で何か同じことをみんなでやったり、それぞればらばらにやったりしているのが、本当に会員のために、あるいは東京都の市民のためになっているのですかと考えていくと疑問があります。

例えば、図書館もこの弁護士会館の中に2つあります。そこら辺の整理を進めていくと、コスト的には相当減らせる可能性が出てくるのかなと思っているのですけれども、これも相当時間をかけて、いろいろな関係者と調整しないとできない話なので、今回の提言では少し触れただけで終わっています。そこら辺も、もう少し踏み込んで、今後、本当に三会が分かれていていいのかという話になるのかもしれないのですが、詰めていく課題の1つなのかなと思います。

あと社会の流れということで、冒頭の高中会長のお話でコーポレートガバナンスが出ていました。これは会社法や金融商品取引法といったいわゆる営利企業を前提とした話ですけれども、昨今、農協、社会福祉法人、NPOなどの非営利組織についても、財務報告の透明性を意識していかなければ、一般の社会と少し乖離していく可能性があるのかなと思います。弁護士会も、公認会計士の会計監査を入れることもご検討いただければと思います。

茂木：中嶋さんはどうですか。



2014年度監事
長谷部 修 (48期)

中嶋：私の担当させていただいているペーパーレスに関しては、決して提言だけで進むものではありませんので、プロジェクト化を推進していただくことが必要だと思います。そうすれば、結構早く達成が見えてくるのではないかと思います。

一方で、もう少し大きな枠組みのIT化と考えた場合には、ITというのはいろいろなところで日々技術革新が起きて、いろいろなものが変わっていますので、そこをどういうふうに上手に吸収していくか、これはペーパーレスというピンポイントではなくて、非常に大きな話になってきます。これは弁護士会全体の在り方だとかサービスの提供の方向にかかわってくるので、今回の提言の中にはあまり入れなかったのですが、そちらの方も核心部であって、誰かがどれだけいいサービスを社会に、あるいは会員に提供できるかなと目配りする必要があります。今の世の中では、ITなしでは考えられないと思うのです。そこをどういうふうに投資して、マネジメント層で管理するかがポイントになると思いますし、それはいろいろな意味でものすごく効果が上がりやすいところでもあります。

松田：ITは組織論と密接不可分という理解でよろしいですか。

中嶋：ITは必ずしも組織論とリンクしているわけではないですけれども、経営や管理にどうやって吸収するかというところで、投資なり、あるいは誰がオーナーシップを持ってやるかというところをはっきりしていくのが大事だと思います。

ちょうど組織という話が出ましたが、日本の会社では、いまだにシステム部長などという名前があります。でも欧米では、早くから情報を整備するというのが、



2015 年度監事
鹿野 真美 (53 期)

組織の生き死にかかわるということを気が付いて、CIO (chief information officer, 最高情報責任者) という名前を付けています。単にシステムを作るのではなくて、情報を全部うまく統括するという意味なのです。だから CIO というのは、ある意味では CEO (chief executive officer, 最高経営責任者) とか COO (chief operating officer, 最高執行責任者) といった根本の機関のいわゆる経営者がやります。IT 化もそういう位置付けにされていくと、推進のテンポがとて速まるのではないかなと思います。

7 2015 年度に向けて

伊藤: 次年度の役員としての役割が一番大きいとおもっております。非常にいい時期に、いいご報告をいただいたと考えておまして、前年度の高中執行部が道筋をつけてくれたことに感謝して、並走しながらもう始めたいとおもっております。

＜財務について＞

まず財務について一番感じたのは、予算が財政規律の役割を果たしていない。赤字予算、黒字決算ということを何年も繰り返しているわけですね。7 割程度の予算執行率でまた翌年それを繰り返しているというのは、自治組織だから許されるのであって、例えば他の公益財団法人等では監督官庁があって、これは何ですかと指摘されると思います。自治団体は、もっと高い自治能力を持っていて、初めてその自治組織としての意義があるのであって、今回いただいた提言に基づいた改善を行わなければならないと思います。この貴重な報告書に基づいて、次年度に向けてできるだけ黒字予算に近づけようと次期担当副会長と協議しております。

それから、財務の問題としては、提言に出ていない問題として、次年度継続してご意見をお聞かせいただければありがたいと思っているのが、会館特別会計です。これが現在 57 億～58 億円ありまして、1 年間のランニングコストがだいたい 2 億円、収入が 2 億 7,000 万円。毎年 7,000 万～8,000 万円ずつ積み上がっていきますから、あと 2 年すると 60 億円ぐらいになります。20 年修繕で 20 億円から 30 億円ぐらい掛かるというのが、日弁連を入れた四会の試算でほぼ確定します。そうすると今度は 30 年修繕にどれぐらい掛かるかということから考えると、20 億円ないし 30 億円近くが目的なく持っているお金になるのです。会内には、会館がつぶれたらどうするとか、あるいは第 2 会館はどうするという議論もないわけではありませんけれども。これもまた他の公益財団法人等であれば監督官庁があって、これは何のお金ですかと。会費から集めたものということであれば、持っている理由は何ですかと。返しなさいということになるか、使途をどうするのですかという問いが入って、回答に窮するということだと思います。これは外部の公認会計士の方などのご意見をぜひ継続してお聞きたいとおもいます。一般の会社であれば収入と経費から営業利益が出てきますが、弁護士会では利益という概念はありません。若い会員がかつてよりは経済的に豊かではないという状況の中で、会員から会費としてお預かりしておりますので、これを統制する財政規律という観点から、外部専門家のご意見をお聞きたいと考えているのが 1 つでございます。

また、収入と支出の構図が民間の営利団体とは大きく違いますけれども、公益的な事業を推進するためであっても、その公益的な事業を実現するための効率化というのはあると思います。そういう意味で法律相談センターと公設事務所をどういう形で運営していく

かというのは議論が途中でございますし、引き続き専門家のご意見もお聞きしながら、よりよい事業として展開していくための積極性も必要ですので、そのバランスの中で考えていきたいなと思っております。

<人事について>

それから2番目の人事組織の問題ですね。年度ごとの短期の交代というのは、予算以上に難しい問題だと思っております。ご提案いただいた趣旨からすると、年度ごとの理事者のほかに、理事者付きのような形で継続的に労務問題、人事問題を見るような、理事者経験者による、3年、4年という形での継続的な組織というのはあり得るのかなというようなことも思っておりますけれども、これはさっと決められる問題でもないし、今後の検討課題なのかなと思っております。

人事評価の問題に関しましては、多面評価は民間会社では普通のことになってきていると思います。私自身の事務所でも、事務職員が百何十人いる中で、採り入れています。ただ、弁護士会としては、今までの歴史とか伝統もありますので、そういうことがどこまでできるのかということもありますけれども、この会議でご意見をお聞きしたということで、担当副会長の意見とか、前年からの送り項目とか、あるいは幹部職員の意見をお聞きしながら、継続的な課題として検討していきたいと思います。

委員会の数をどうするかということも本当は考えなければいけないと思います。ただ、これはものすごい力仕事で、難しい問題です。私は、日弁連の事務次長の時に、委員会の数を統合しようとして、苦労したことがあります。副会長の任務過重問題も、委員会の数にも原因があるということで、その統廃合も重要な課題で、必ず取り組みたいと思っております。

さらに複雑にしているのは、多摩支部であれ、法律

相談センターであれ、三会の問題です。何をするにも三会共同でやらなければいけないという問題がありまして、このような形でご意見をお聞きしても、三会が関係していると直ちに実現できるものではないわけですね。三会を統合すると、会員数が日弁連の過半数を占めてしまうような巨大な会ができてしまうこともあって、地方でも反対が強いです。ただ、それでも、もう少し三会の協議を効率化することは可能ではないかというようなことであれば、三会共同で皆様方からご意見をお聞きする機会をつくるとか、あるいは三会共同でコンサル会社を入れて検討するというようなことがあれば、少しは三会物の議論も進むのかなと思います。これは仮に構想を持っても3年ぐらいかかることで、単年度では到底難しいのかなというのが実感でございます。

<ペーパーレス、IT化について>

3点目のペーパーレス、IT化につきましては、ペーパーレスの会議を理事者会でやっておりますので、私もちょっと慣れてきて、非常にいいと感じております。今回貴重なご意見をいただいて、パイロット事業として若手の会議ではペーパーレス化を始めていますし、理事者会もそれでやっていて、ルールは敷かれた感じがいたしますので、多くの職員、会員の理解を得てできるだけ広い領域に広げていけば、ある程度順調に進められるための下地は今年度につくっていただけたかなと感謝しています。

ただIT化はなかなか難しいところがあります。例えば、情報をどのように統合していくかについては、弁護士会でも縦割の形で情報を管理しているところがあります。また、一般の会社ではIT監査で、公認会計士の監査の方が入れれば今は内部統制という形で全部チェックしていて、情報の漏れがないようにコンピューターを一つ一つチェックするぐらいの監査をやっている

ということがありますけど、弁護士会は自治組織であって、内部で情報を管理しているわけですね。そういった外部監査がないということで管理が緩いとする、個人情報漏れてしまう危険を考えないでもありません。そういうことからすると、情報管理に関してどのようなやり方がいいのかというのは、引き続きご意見をお伺いしたいところです。できれば次年度、次の課題に向かって、できることは私の年度で走って進めながら、次の課題のご意見をお聞かせいただければありがたいなと思っています。

それから、先ほどのインタビュー結果については、全体の概略をまとめられたものをご報告いただき、そういう形で整理された中から、こちらで切り分けて、職員の皆さんに検討してくださいと、お願いしていければと思います。意見が吸い上げられているという実感を皆さんが持たれるようなやり方が必要なのかなと思っております。

そんなこんなで、次年度は、課題もたくさんありますが、めりはりを付けてできることをやりたいと思います。

8 出席者の感想

茂木：いろいろと話を聞いてまいりましたが、ご出席の皆さんから感想を伺ってよろしいですか。

石井：今まで外部の方々に事務局の業務を評価していただく、いわゆる業務監査のような仕組みはありませんでした。したがって、今回のマネジメント会議の活動は、職員それぞれが、自身の業務を客観視し、顧みる機会につながったと思います。他方、当会と民間とでは組織の成り立ちや運営に相違もある

ため、マネジメント会議の貴重な提言について、我々の組織でできること、すべきことを見極めたうえで、実行していきたいと思います。今後継続的に、業務を監査する仕組みを確立できれば、常に事務局業務の中身が点検でき、改善がなされるのではないでしょう

鹿野：監事としましては、予算の関係、財務の関係が一番の関心事です。問題意識を持って、何かできることから変えていくのが変化のためには必要なのかなという印象を持ちました。監事としてできることをいろいろやっていきたいと思っています。

松田：今回は、このペーパーを出していただいたこともそうすけれども、十何回かお目にかかっている間に、その時々の方々が抱えている問題意識を雑談的にご相談させていただいて、外部の先生方から多角的なご意見をお聞かせいただきました。そういう存在は、今、当会では、会務のボリュームからも、世の中のテンポからも、必要な状況になっているのだろーと思えます。

当会会員も熱心だし、優秀な方はたくさんおいでですけれども、内部の会員同士で会の中のことを決めていくということだけでは世の中から少し孤立してしまうおそれもあるかなというあたりを気付かせていただいたという意味では、私は大変貴重な経験をさせていただきました。それは、私は個人的にとっても勉強になりましたが、私だけがハッピーではもったいないので、広くフィードバックしていただきたいと思っています。

長谷部：今、監事意見書を書いている最中ですが、
も、このマネジメント会議の報告書は非常に参考にな



外部委員の皆さん

りました。

先ほど、伊藤次年度会長が赤字予算の問題を取り上げましたが、私も去年、赤字予算の問題について、常議員会と定期総会でコメントしたことがあります。弁護士会では赤字予算が当たり前になっていますが、そういう中でこういう提案があると、はっとするわけです。ただ、単年度では、なかなか修正が出来ないですね。無理やり数字を入れ替えれば、形式的な黒字予算は作れますが、なかなかその勇気がないので、毎年赤字予算を引き継いでいます。すこしずつ赤字幅を解消することは考えてよいかなと思います。

柴先生の提言の中で、役員選挙を前倒しして12月にするという提言がありました。そうすると確かに次年度の執行部が予算を検討する時間がとれます。しかし、実際には、日程の関係でそれは難しいと思います。もう一つは、予算を審議する定期総会を今の5月から2ヶ月先送りし7月に開催するという案もあると思います。これも暫定予算を組む期間が長すぎるという指摘があると思いますが、現在より多少遅らせるということは考えていいのではないかなと思います。

殷： 雑駁な感想ですが、弁護士会の組織自体は結構21世紀型といいますか、共同組合的な組織で、営利ではないし、しかもとても活発にやっているということで、非常にユニークな組織というところがあると思っています。ただ、周回遅れをやっている間にユニークになったところもあります。弁護士一人一人はやっぱり職人気質の人も多いですし、あまり組織のマネジメントみたいなことを考えなかったのが、急激に大きくなってしまった。そこを、うまく折り合いを付けないといけないのではないかなと思っています。

さらに、他の組織では、予算が単年度であることに

ついてその弊害が問題になり、複数年度制も課題になっているところも多いのに、こちらは人事も単年度ということで、それを誰かに言っていただかないとなかなか変えられない。変わるきっかけもないということで、今回は、その意味で、大変良い課題を出していただいたと思います。今後それを実行していく体制をつくっていくことが大事と考えています。

あとは報告書を読んで、こんな短い時間でよくこんなにいろいろ調べられたなという感想を持ちました。

船木： 本日は、委員の皆様にご作成いただきました報告書をもとに、これまでの検討過程中のご苦労されたことなどのお話を伺うとともに、現・新理事者の側からも、感想及び今後の取組みへの決意を述べさせていただきました。ご提言を次にどう具体的な形に表していくのか。我々の代の任期はもう残り少なくなっておりますが、最初の基礎造りへの着手までは責任があると思います。まず事務局全体で報告内容を共有化すること、今回の報告を受けていろいろな提案を今度は事務局の側からも受けること、そのあたりのところまでの作業はしていきたいと考えております。今後、次年度において、できるところから確実に実現へ向けて取り組んでいくことで、弁護士会を変える大きな流れが生まれてくるのではないかと期待しているところです。

委員の皆様、本日は、貴重なご意見をいただき、どうもありがとうございました。皆様からいただいた報告書を必ずや形にしたいと思っております。今後も東京弁護士会へのお力添えをお願いいたします。本日はありがとうございました。

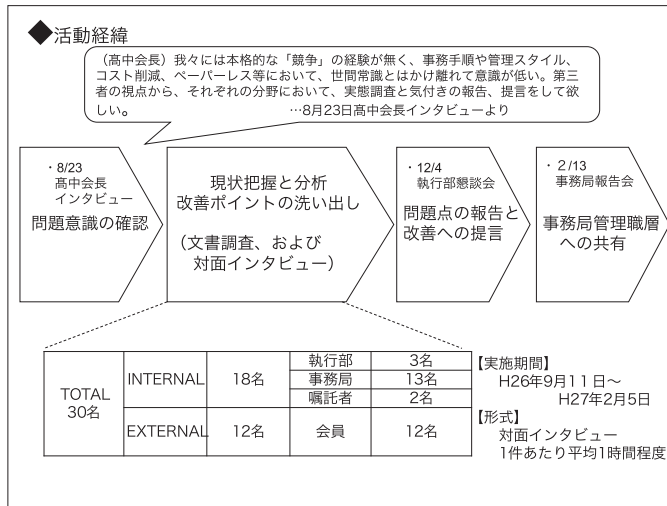
(構成：伊藤 敬史)

東京弁護士会マネジメント会議報告書サマリー（抜粋）

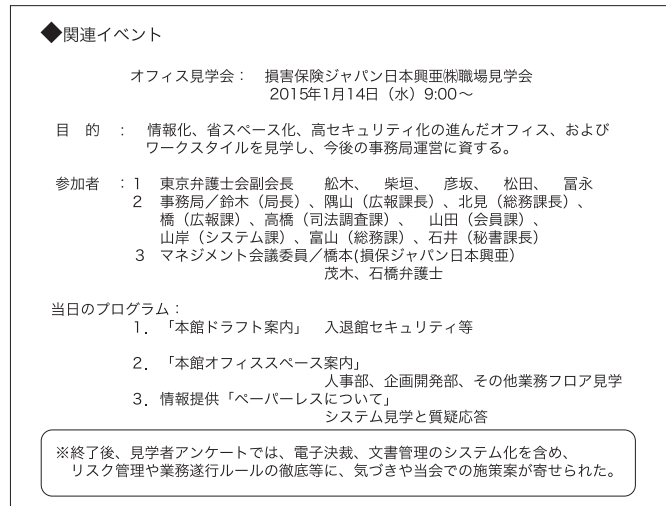
全データは、下記会員サイトよりダウンロードしてご覧ください（当会会員のみ）。

当会WEBのトップページ⇒「会員サイトへ」⇒ログイン後、「新着情報」(5月21日) <https://www.toben.or.jp/members/news/manage.html>

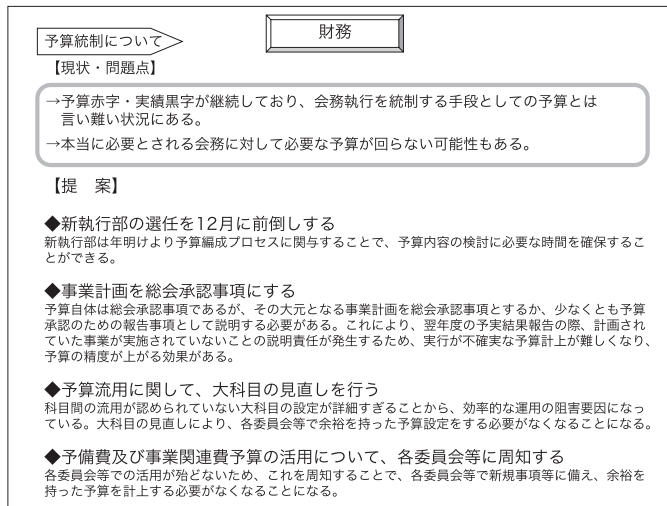
1 活動経緯



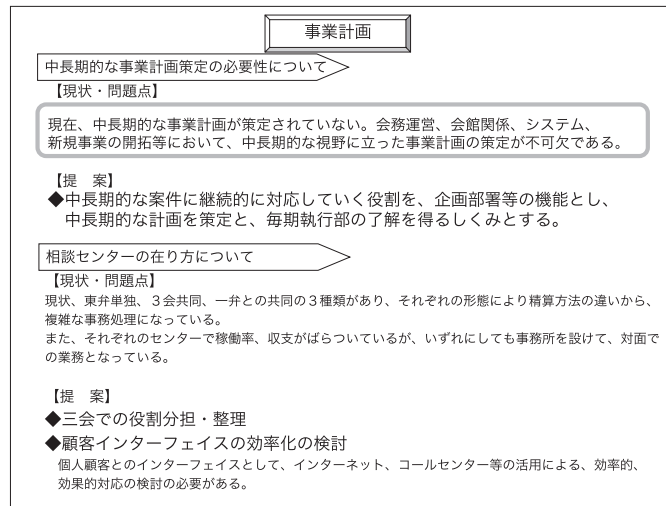
2 オフィス見学会



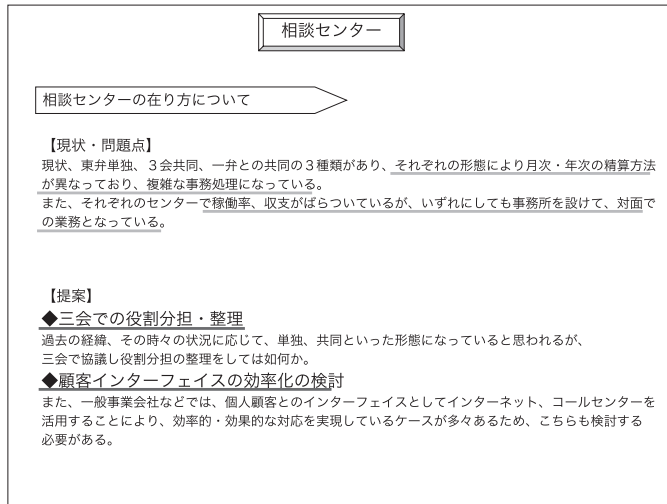
3 財務：柴委員（～7）



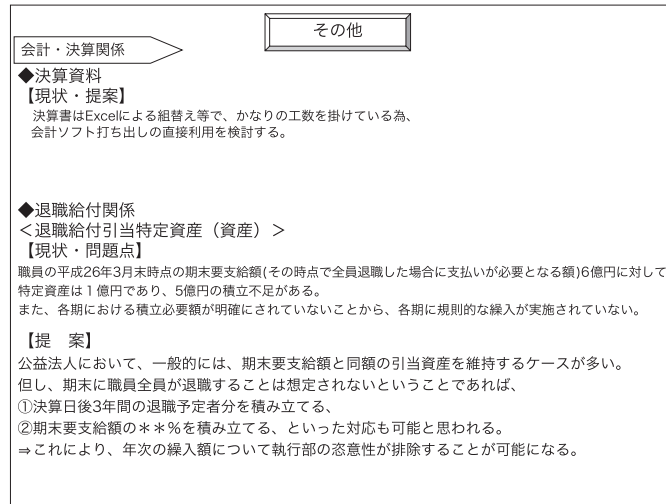
4



5



6



7

◆退職給付関係

<退職給付引当特定資産（負債）>

【現状・問題点】

退職給付引当金（負債）が計上されていない。

【提案】

一般に公正妥当な会計基準に準拠すると、期末に退職給付引当金を計上する必要がある。人数の多い一般事業会社においては、年金数理を用いた複雑な計算により引当額を算定しているが、公益法人等人数が少ない場合には、期末の要支給額（上記①と同額）をそのまま引当金として計上している。貴会が計上する場合には後者によることになる。

◆賞与引当金（負債）

【問題点】

賞与引当金（負債）が計上されていない。

【提案】

一般に公正妥当な会計基準に準拠すると、期末に期末日以降支給される賞与のうち、期末以前の就労の対価について賞与引当金を計上する必要がある。賞与の支給対象期間は、夏の支給は9月から2月、冬の支給は3月から8月となっていることから、26年夏支給分（25年9月から26年2月分）、及び26年冬支給分の内の26年3月分、合計の7か月分について、概算70百万円が要賞与引当計上額となる。

9

◆「組織運営」関連

2. 組織関連

【現状問題点】

- 組織ヒエラルキーとしての「タテのライン」が機能していない
※課員の仕事の中で「委員会対応業務」が占める割合が高いため、
「課と課員の繋がり」よりも「担当委員会の委員や委員長との繋がり」の方が強い
・・・・・・組織運営に於いて「レポートライン」・「部下評価」の面で弊害あり
- 管理職（課長）のマネジメント力が、組織運営に十分発揮されていない。
①課長も1プレイヤーとして「委員会担当（実務担当業務）」を持っており、
課員も担当委員会の委員長や委員の先生との繋がりが強いので、課に於ける課長の役割がマネジメントというよりも「単なる調整役」になっている。
②管理職もプレイングマネージャーであるため、離席していることが多く、相談したくてもできず、業務が滞ることがある。
- 組織や業務が完全な「タテ割り」態勢になっているため、課相互間の情報共有ができていない。
※定期的に「課長会」を開催しているが、形骸化しており、真の意味での情報共有がなされていない
- 「執行部（理事者会）メンバー」が毎年入れ替わる弊害
①重要な「新規・中長期案件」が実現できない（中途半端で終わってしまう）
②会全体の運営に関わる重大案件の方針変更はマイナス面が大きい
③毎年替わる理事者会は「英断的な（シビアナ）人事」を避ける傾向にある



11

3. その他提言

◆事業関連

- 「会員支援事業」の検討 … ※「協同組合」と連携し、会員に対する支援事業を検討
＜環境変化＞
・近年の「会員数の急激な増加」→「会員間の競争激化」→会員を取り巻く社会・経済環境の激化
一方で、弁護士会は他の士業団体と異なり強制加入で、会費もそれなりに高額
・「会は会員に対して何をしてくれるのか。何ができるのか。」
＜目的（大儀）＞：会員に対して、「会としての“求心力”」を高める
※「会員からの不満回避」という消極的な意味合いではなく・・・
＜ポイント＞：弁護士会と協同組合との「連携強化」と「役割分担」
＜具体例＞：①「案件紹介」
②「開業支援サービス（“即独”の若手会員支援）」
- 収益事業の強化
・公的団体では不採算でも本来の使命遂行に関わる部門は切れない（ex.）法律相談センター
※「民間の視点」：コアコンピタンスへの「選別と集中」・・・非採算部門は「切り捨てor縮小」
↓
・これを支えるためには「限られた会費収入」だけでは不十分→「収益源の確保・拡大」が必要
★前述の「会員支援事業」のように「大儀ある新規収益事業の立ち上げ」や「既存収益事業の強化」を検討すべきではないか
（例えば）「手数料収入事業」の強化等々

8 人事・組織：橋本委員（～12）

1. 人事関連

◆「評価」関連

【現状問題点】

- ・「自己評価の基準」と「管理職による評価基準」が“かみ合っていない”
・・・評価に於ける“納得感の醸成”が必要
- ・「評価」に関わる「面接」、「目標設定の面談・合意」、「評価結果のフィードバック」等が形骸化している
- ・管理職間の「評価の甘辛格差」が埋まらない



【対策と提言】

- ・「評価制度の全体像（制度概要と流れ）」の“明確化（見える化）”
- ・「評価項目（着眼点）」の“明確化（見える化）”
- ・「多面観察制度」の導入

◆「人材育成」関連

【現状問題点】

- ・管理職層の「マネジメント力」が組織運営に発揮されていない（“単なる調整役”になってしまっている）



【対策と提言】

- ・弊社「新任リーダー職研修」カリキュラム参照

10

【対策と提言】

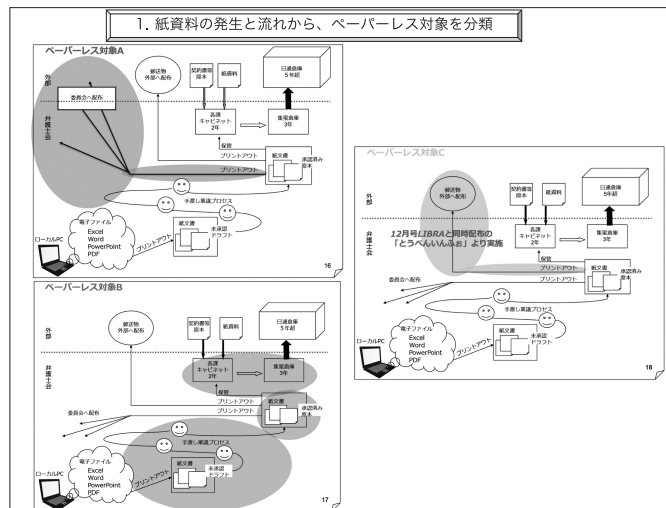
- 「専任事務局次長」職の設置
※民間では、部門統括部署の「支店長席（部長席）」に支店長・部長を補佐するスタッフとして「次長職・代理職」を置いている
＜ポイント＞：事務局長、事務局次長の“役割使命の明確化”
・「事務局長の役割使命」：（役割）執行部（理事者会）と事務局の「パイプ役」
（使命）①執行部メンバーが毎年入れ替わる弊害を回避
②会全体の円滑な運営を“事務執行責任者”として執行部に提言
＜ex.＞①重要な「中長期継続案件」の実現に向けて執行部と事務局の意思統一
②会全体の運営に関わる重要案件に関わる方針変更等の協議
③事務局の重要人事案件の協議
etc.
・「事務局次長の役割使命」：（役割）事務局内の全体統括（全体マネジメント）
（使命）①事務局内の円滑な運営の推進（課相互間の“情報共有”）
②「タテ割組織の弊害」の回避
③各課が担当する委員会対応の統括
※委員会対応をする各課長との“横断的連携”により、委員会活動の効率化を図る
- 管理職（課長）の「マネジメント力」の向上
（1）マネジメント研修の実施
（2）各課長の業務の「補足」を「プレイヤー」から「マネージャー」へ
（3）「多面観察制度」の導入・・・マネジメント力の向上に向けて、各課長が互いに「切磋琢磨」し合う

12

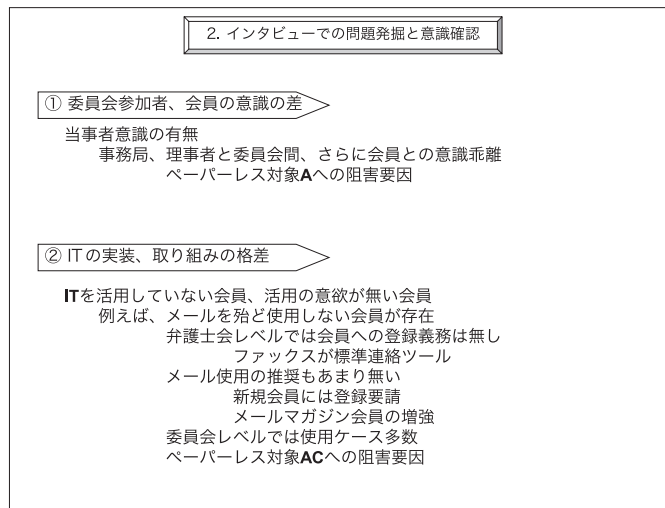
3. 「公設事務所」の“独立採算制”について

- ＜設立目的＞・・・公設事務所の主な「設立目的」は以下の通り
・地域の法的需要への対応 ・弁護士から裁判官への任官推進 ・刑事弁護態勢の充実・強化
・過疎地方公設事務所への弁護士派遣 ・法科大学院の臨床教育への支援
・法テラス常勤弁護士の要請 ・判事補・検察官の他職経験者希望者の受け入れ
→ → → ◎極めて公共性の高い事業 ……社会貢献（CSR）の色彩が強い
「法曹養成・若手弁護士教育」の一端を担う
- ＜支援・管理の現状＞
・会として「公設事務所運営基金」を設け、開設費用の負担および運営費の貸付等の支援を行っているが、収支管理は「各事務所単位の独立採算制」
- ＜環境変化＞
・会員数の急激な増加 → 会員を取り巻く社会・経済環境の激化
・若手弁護士の“即独”の増加
・司法修習制度の改定（2年→1年）
・「万人が公平にリーガルサービスを受ける社会」への機運の高まり
→ → → ◎「法曹養成」（若手）弁護士研修」の需要の高まり
- ＜公設事務所の経営の現状＞
・開設事務所の“地域間格差”の拡大
（格差の要因）①「民事」・「刑事」比率の違い ②担当地域の世帯収入の違い ③運営コストの違い
※収益性：民事 > 刑事 ※事務所費料
- ★【提案】：公設事務所事業は“社会的”にも“会に於いて”もの「公共性」は高い一方で運営の観点から見た場合、事務所所在地による「地域間格差」は如何ともし難いそこで、運営管理については、各事務所単位の独立採算制ではなく、公設事務所全体（トータル）での収支管理を元に費用支援をすべきと考える

13 ペーパーレス：中嶋委員（～18）



14



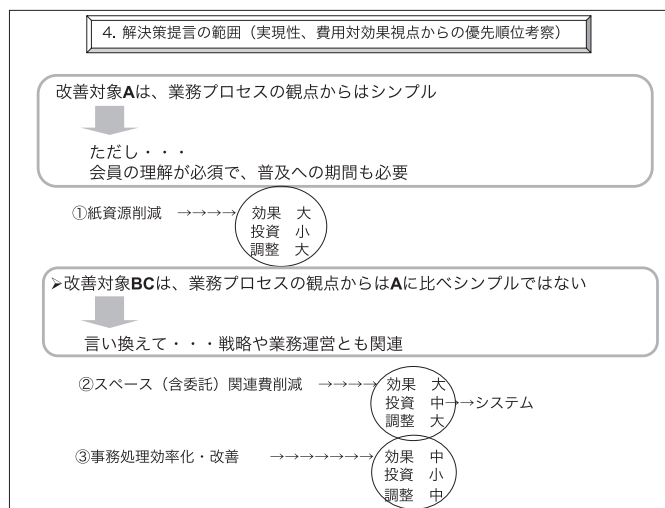
15

3. 一般的なペーパーレス導入の動機との比較（一般事業会社と当弁護士会の違い）

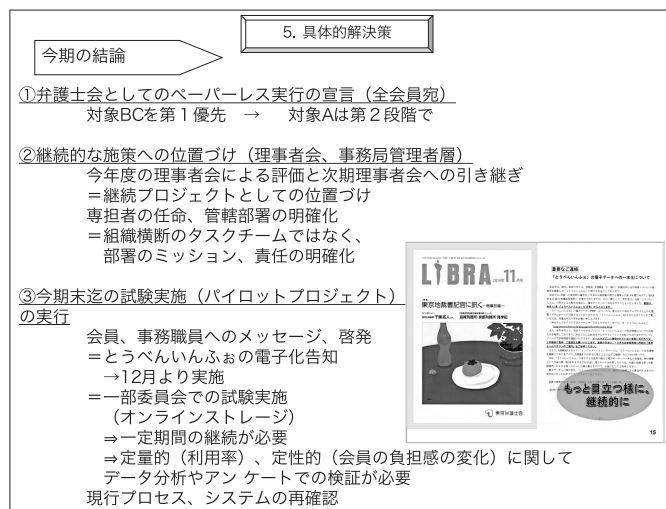
(※関係者への聞き取り調査より)

	弁護士会
① 紙資源削減	○
② スペース（含委託）関連費削減	◎
③ 事務処理効率化・改善 業務改善 電子議決、迅速な文書検索 紙管理事務効率化	◎
④ コンプライアンス（セキュリティ） 情報漏えい	△
⑤ 災害対策（セキュリティ） 二重化	△
⑥ サービスレベル向上 紙ベース文化 紙⇒電子ファイルはサービス低下	×

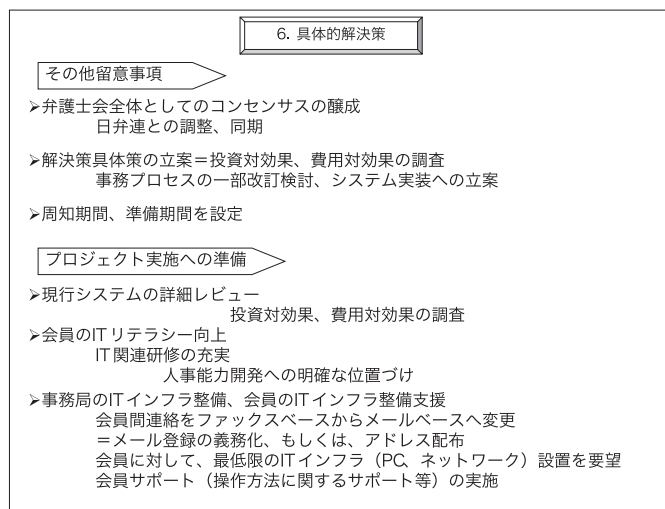
16



17



18





元日本代表サッカー選手
横浜FC(横浜フリエスポーツクラブ)代表取締役会長

奥寺 康彦 さん

日本で第一号のプロサッカー選手であり、海外リーグでも活躍された日本のサッカーのパイオニアである奥寺康彦さんに、ご自身の経歴、海外でのプレー経験、そして日本代表などについて語っていただきました。(聞き手・構成：高橋辰三、伊藤敬史)

—— 奥寺康彦さんは、日本で最初のプロサッカー選手だという形で紹介されることが多いのですが、奥寺さんの世代が最初にサッカーを始めた経緯をお聞かせいただけますか。

僕らのときは今から50年ぐらい前の話なんだけど、サッカーはもちろん周りはやってなかったし、野球も確かにリトルリーグとかそういうのはあったんだけど、でもそれもほとんど入っている人が少なくて、中学に入ってから初めて部活というのがあって、そのときに友人に誘われて。

やったことないんだけど、軽い気持ちで入ったのがサッカー部だったんだよね。

—— 初めてサッカーをしたのは中学になるのですか。

最初の1年間というのはボールも蹴れないし、先輩が蹴っているやつを僕らが拾ってボール拾いをしたりとか、基本的な練習はさせてくれたんだけど、最初は全然何もできなかったよね。

走るのがきついし、嫌だったよね。合宿もあるんだけど、夏の合宿とかって、それを乗り越えられたからよかったのかなと思うね。横浜の学校なんだけど、中学で2年生とか3年生になって強くなって、それで強い学校に推薦で呼ばれていった。

—— その当時、職業として、プロ選手としてサッカーを視野に入れていましたか。

僕らのときはそんなのは一切なかった。仕事をしながらサッカーをする。だから大企業に入る。例えば三菱さんだったり、日立さんだったり、古河電工もそうなんだけど、そういうところに入るのが一番高いレベルでサッカーができるという場所だったんだよね。

—— その中で所属されたのは古河電工ですね。

うん。高校3年生になって選択しなきゃいけないんだよね。もっと高いレベルでサッカーをしたいなということで古河電工に入りたいなと。だけどそう簡単に入れるわけじゃないし、だから僕の知り合いのコネを使って、まず僕のプレーを見てもらいたいということで練習に参加させてもらって。

—— いわゆる会社の仕事というのはされたのですか。

しましたよ。僕が入ったときは横浜に大きな工場があったんだよね。そこに勤務して。当時は1日置きに練習があって、練習のない日は仕事を1日やったんだけど、練習のある日も午前中だけ仕事をして、午後は練習ということでやらないとできなかった。本当、残業もやって徹夜もやったりしていたし。

—— サッカーの練習と仕事との両立についてどういう気持ちでしたか。

それは当然のことだと思ってやっていたし、全然不

満もなかったし、先輩もそれをやっているわけだから。ただ、逆に僕らが練習で行っちゃうと、あとは残っている社員の仲間たちがやるわけで、やっぱり負担をかけているなという、逆にそういう気持ちがありました。

その後、古河電工がブラジルに留学生を出したいという話があって。ブラジルのパルメイラスというところに留学させてもらった。2カ月間。それが僕の大きなサッカーにおける飛躍につながったと思うね。

——具体的にはブラジルで得たものは何でしょうか。

もともと僕自身は足が速いし、左キックとか、シュート力があったのですが、自分の不得意なところはボール扱い、どちらかというと柔らかいドリブルだったり、柔らかいボールコントロールだったり、そういうのはあんまりうまくなかったのね。でもやっぱりブラジルというテクニクの最たるところなので、そこへ行けばもしかしたら学べるかなと。

——ブラジルから戻っての日本でのサッカー生活は、どうでしたか。

帰ってきて古河で2年半ぐらiyorのかな。チームも日本リーグで優勝したり、天皇杯で優勝したり、あとカップ戦、リーグカップみたいなのがあって、それも優勝して3冠を取った。自分自身も、もともと日本代表にいたんだけど、途中で腰を悪くしてそれで外されて、治ってからブラジルに行かせてもらって、それでよくなって、また日本代表としてプレーできるようになったんだよね。

それでドイツに行くわけだよ。ドイツに行って、それも合宿。向こうでキャンプを張って、向こうのチームと試合をしよう。だけど向こうに行ったらプロチームとさせてくれないし、してくれないわけだよ。向こうのアマチュアのチームと試合を組んでもらって試合をするわけだよ。そのほかは、向こうにスポーツシュレ（グラウンドなどの競技用スポーツ施設、宿泊施設を備える総合スポーツセンター）ってあって、グラウンドがあるからそこに泊まりながら練習させてもらうとか。

その中で、日本代表監督が僕が行く1.FCケルンというチームの監督と昔から仲がよかった。代表の監督は三菱重工の監督だったのね。代表の監督になる前に。三菱のときにしょっちゅうそのチームに選手を送っていたわけ。それはメンヒェングラートバッハという小さな

町なんだけどね。そういう関係もあって我々のことを面倒見てくれたり、試合を組んでくれたりとか。

それでだいたい選手20人ぐらiyorっていたから、これが5人一組で4グループに分かれているの。4グループに分かれて、ヘネス・バイスバイラー（ドイツのサッカー指導者）の教え子たちがやっているクラブに合宿というか、練習に参加させてくれるということをお願いしてくれた。だから、じゃあ、君のグループはあそこに行って、君はあそこに行って、という具合に、僕はバイスバイラーのチームの1.FCケルンに他4人と行ったわけ。

そうしたら、向こうもたまたま左サイドのいい選手を探していたわけだよ。ベテラン選手が引退するということで探していた中で、僕のプレーが目についたみたいで、それで来ないかという誘いが来た。

——その誘いに対しては迷いはありましたか。

もう25歳になって嫁さんもいたし、子どももいたし、サッカーをすることに関してはあんまり迷いはなかったよね。ただ、向こうに住むということに関しては結構迷いがあって、何が迷うかって、言葉ができないことだよ。英語で言えるわけじゃないし、向こうの監督は単身じゃなくて家族で来いと言っているし、行ってもし家族に何かあったときにどうやって説明したらいいか。そういうネガティブなことを考えるわけだよ。そういう迷ったことを監督に話をして、だけど向こうの監督は、必要だし、来いと。あんたが迷っていることは、言葉ができないのはすぐできるし、奥さんも子どもたちもあんまりそういうのは問題ないと。僕らは君のことを必要としているから来い、と言われ決心をしたんだよね。

——チームメートとのコミュニケーションは？

取れないさ、それは。やっぱり言葉が分からないとコミュニケーションは取れないし、向こうの言っていることも分からないし、試合中でも練習中でも、片言のこと、例えば後ろに敵が行ったよとか、そういうのは分かるけど、詳しくは分からないわけだよ。ただ、そうはいったって試合に出なきゃいけないわけだから、そうなってくるとやっぱり周りの選手のプレーの特徴だったり、そういうのを見て、ああ、こいつはこういうことが好きなんだとか、これは苦手なんだとか、そういうのを感じながらプレーしたし、試合に出ても、

最初はボールが来なかった。

——ケルンでプレーをしてみて、チームメートのレベルについてどういうふうに感じられましたか。

レベルの違いというのはそんなに感じなかった。僕の手持っていないものを彼らは持っているし、俺が持っているものを彼らは持っていないんです。例えば中盤の選手、テクニック、パスがうまかったり、それは彼の特徴であって、僕は足が速くて突破してチャンスをつくるのが特徴なので。だからそういうところが僕の生きる道だった。

——ドイツでのプレーを通じて得たものは何でしょうか。

僕らはアマチュアでやっていたわけだから、その違いというのはすごく歴然としていて、やっぱりアマチュアというのはしょせんアマチュアなんだよね。陸上とか単独スポーツはどうか分からないけど、サッカーにおいてはしょせんアマチュアなので、一応趣味の段階でやっているとは思ってくれないわけだよ。

でもプロというのは職業だから、やっぱりいい結果を出さないと評価されないし、もちろん人間だからいつもいいプレーができるわけじゃないけど、でもやっぱりそれをいろいろ言われながらも何とかみんなが応援して、勝つためにプレーするというのが向こうのプロの選手たちの姿勢だったかなと思うんですね。すごい地域の人に愛されて、応援されているなというのが、地域密着なので。だから試合になると地域対地域の戦いみたいなものだから、サポーターがあれだけ盛り上がって、昔は結構喧嘩したりとかしたんだけど。

——話題は変わりますが、Jリーグが開幕したときはどんなふうに受け止めていらっやいましたか。

1993年にJリーグがスタートしたら、すごく面白かった。今みたいにうまくはないけど、一生懸命なのよ。だから見ている人もすごく感動したし、盛り上がったんだよね。プロができるということは、スポーツ選手だけでなく、マスコミも、商品も、いろいろなものが付いてくるよね。また作れるよね。アマチュアでは誰も寄ってこないんだよ。プロリーグを作ると、選手の意識も変わるし、周りの意識も変わってくる。そういう部分では大成功とは言わないけど成功の部類じゃないかな。

——そんな中で、奥寺さんは、初めはジェフ市原に関わりましたね。

ジェフ市原で、最初はGM (General Manager) をやって、1996年に1年だけ監督をやらせてもらった。

Jリーグができて、最初は選手たちのモチベーションが高くて、一生懸命いいプレーをして、周りを引き付けるようなものがあったわけだよ。でも、みんなプロを経験していないから、プロって何ぞやってというのが分からなかった。選手たちもだんだん天狗になってきた。高校を卒業したばかりの選手が2,000万円ぐらいもらう時代だったんだよ。勘違いするよね。それでもう変なプレーばかりして、面白くなかったわけだよ。それで衰退していく。でも逆に日本代表はよかったね。ドーハの悲劇で、1994年のワールドカップ・アメリカ大会に行けなかったけど、あの時はラモスを中心にカズもいて、本当にいい選手がそろっていた。1998年にはワールドカップに行けたし、その後も日本で開催されたし、代表チームは、アジアでは押しも押されぬ良いチームになったと思いますね。

——現在の日本代表チームの世界での位置について、奥寺さんはどうお考えでしょうか。

この前のブラジル大会を契機に、日本のサッカーはちょっと行き詰まったかなと思う。確かに、いい選手はいる。海外にもたくさん行っている。それを今後支えるのは若手の選手になってくるよね。U17もU19も、アジアでも勝てないという結果が出たじゃない。もう1回日本のサッカーの指導方法を見直す必要があるかなという気がする。技術だけの問題じゃなくて、メンタル面とかフィジカル面とかがちっと弱くなってきているんじゃないかと思うね。うまさがあるのはいいとしても、戦う姿勢は弱くなっている気がするよね。

今はまだ海外に行っている選手が多いから、もしかしたら乗り越えられるかもしれないけど、国内で残っている選手のレベルが低くなっているのも事実なので、その後が心配だよ。

——南アフリカ大会の時にベスト16という成績を残して、次のブラジル大会では、海外で活躍している選手が増えて、より強くなったと思っていたのですが、結果が出なかったというのは何が要因でしょうか。

きっとチームになっていなかったんだよ。何人かの選手は突出してやっているんだけど、他が付いていない。

南アフリカ大会の時は、チームになっていたんだよ。岡田監督がチームをつくったわけだよ。みんなで戦う、誰にも文句を言わせない、これができなかつたら要らないというぐらい。

でも、ジーコも、ザッケローニも、それができなかったんだよ。なぜかといったら、ジーコの時は中田がいて、ザッケローニの時は本田がいて、結果は似ているでしょう。彼は一生懸命やったけど、他は付いていったのか。本当にチームとして戦ったのかだと思うよ。

——日本代表が強くなるためには、どうすればいいのでしょうか。

チームづくりだね。1人が突出していても、それがチームの中に入っていくかどうか。または、この人が中心だったら、周りがその人に付いていけるかどうか。チームとして二十何人で戦うんだから。それができて優勝したのがドイツだよ。誰が出てきても同じことをやるわけだよ。チームとしてそれができているか、統率されているか。

マラドーナが選手だった時、アルゼンチンはワールドカップのメキシコ大会で優勝したんだけど、その時の監督に、マラドーナに自由奔放にやられたらダメだっただろうという話を聞いたことがある。確かに、マラドーナのチームだったんだけど、それは周りに動ける選手を入れて、マラドーナを中心としてやれるようなチームづくりをして優勝したわけだね。本田のせいではないけど、ブラジル大会では、そういうチームづくりができなかった。

——最近、外国人の監督が続いていますけれども、それについてどのようにお考えですか。

岡田はやれたけど、他の日本人が代表監督になったときに、海外のトップクラスでやっている選手たちをコントロールできるか。そこだけだよ。選手は、マンUとかバイエルンとか、バリバリの強い相手と戦う経験をしているわけだ。海外の実績のある監督の方がそういうことは百戦錬磨なので、うまくコントロールできるんじゃないかという考えだと思うよ。

——逆に、岡田監督のよかったところは何でしょう。

みんなに自分の言うことを聞かせたということだよ。

例えば、フランス大会でカズを外した。カズは、あの時、中心選手だったのに、彼を外したわけだよ。なぜかといったら、スタメンで使わない可能性が高いから。そうなったときに何が起るかを考えた。あれだけの選手をあそこまでいって外したというのは、よっぽどの強い意志とか、何を言われても構わないという感じがなければできない。それはすごいと思うよ。

——個々のスポーツ選手の代理人として弁護士が入ることも増えてきていると思いますが、それについてはどのようにお考えですか。

いろいろな契約問題に関して代理人が入るのは、いいと思いますね。

ただ、選手を守ってあげるということに対してはいけど、逆に代理人が選手を使ってしまうようなことはやめてほしい。選手が動かないとお金が入ってこないから、代理人が煙を立たせて移籍させて。本当にお金だけでいいのかなということを考えてほしい。選手は残ってやりたいんだけど、出て行かざるを得ない。でも、本当に向こうでうまくいくのか。せっかくここでチームとして成り立っているのにということもある。

日本では少ないと思うけど、起こりがちなので、僕は代理人には選手を守ってあげられる人になってほしいと思いますね。

——本日はどうもありがとうございました。

プロフィール おくでら・やすひこ

1952年生まれ。秋田県出身。横浜FC（横浜フリエスポーツクラブ）代表取締役会長。1977年、旧西ドイツの名門チーム「1.FCケルン」から日本人初のプロサッカー選手としてデビュー。帰国するまでの9年間、ブンデスリーガ（西ドイツ1部リーグ）で通算235試合に出場し、25得点をあげ、日本で初めての「世界に通用するプロサッカー選手」として活躍。1986年に帰国し、古河電工とプロ契約、日本国内最初のプロサッカー選手となる。現役を引退後、東日本古河サッカークラブ（ジェフユナイテッド市原）のゼネラルマネージャーに就任。同チームのスーパーバイザー、監督を経て、サッカー解説者として活躍するが、2002年ワールドカップ・横浜開催準備委員などを務める。1999年横浜FC設立当初よりゼネラルマネージャーを経て、2000年11月代表取締役ゼネラルマネージャーに就任。2006年4月より現職。2012年に日本サッカー殿堂入り、2014年にAFC（アジア・サッカー協会）殿堂入り。



住宅街のバリケード
(大熊町)

平成27年3月28日、東京弁護士会主催の福島被災地見学ツアーに行き参りました。福島駅からバスに乗り、震災から4年経った被災地の現状を見学しました。まず、福島駅から数分のところにある福島地方検察庁に向かいました。印象的だったのは、検察庁前に大量に置かれている黒い塊でした。この黒い塊は除染のために出た廃棄物を黒いビニールに入れたものでした。至る所にこのような除染廃棄物が置かれていました。震災から4年経ったいまでも除染作業は続き、除染廃棄物の居場所が定まっていない状況にあるのです。その後、バスは飯館村長沼地区のバリケード（その向こう側は帰還困難区域）に向かいました。道中の山道はいまだ除染が進んでおらず、「居住制限区域」とされており、放射線量も次第に高まっていきました。特に、線量計を木に付けたり、土に付けたりするとその数字は5マイクロシーベルト/時まで上がりました（原町区では約0.13マイクロシーベルト/時）。木や土といった自然を汚染していく放射能の恐怖と除染作業の困難さを痛感せずにはいられませんでした。

一方で、復興への力強い活力みなぎる地域もありました。

お昼には、南相馬市小高区にある「おだかのひるごはん」で昼食をとりました。この食堂は、昨年の12月8日に小高区で震災後初めて開店した飲食店です。一時帰宅する住民や復興拠点施設「小高ワーカーズベース」代表の和田智行さんや小高区出身の主婦の方々が準備を進め、開店にこぎ着けたものです。こうした活動を見ると、復興支援のためには、遠目から見ているのではなく、現地に行きいろいろなアイデアを出し、現実に動き出す一人一人の力が必要であると感じました。私は、弁



おだかのひるごはん

被災地の今を知る

震災から4年、 福島の現状を視察して

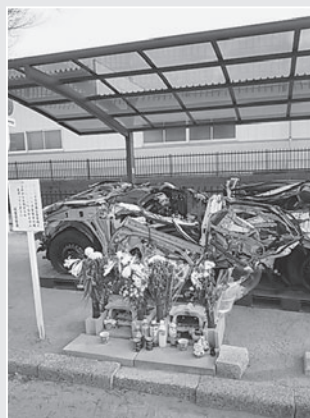
会員 高橋 宏典 (67 期)

護士として、一人の人としてこうした支援活動を行いたいという気持ちになりました。

その後は、徒歩で小高駅付近を見学しました。小高駅付近は、震災直前に観光に力を入れ始めたところであったため、「観光マップ」というきれいな看板が駅前に残されていました。また、大通り沿いには、人もほとんどおらず、閑散とし、傾いたままの家や崩れたままの家が残存した状況となっていました。地震の被害に加え原発の事故が重なったことによる虚しさが残る光景でした。

次に、バスに乗って塚原公会堂へ行きました。公会堂周辺はいまだに津波により被災した家の跡が残っていました。その後は、バスで双葉町、大熊町を通り、富岡町まで行きました。この区域は、「帰還困難区域」であり、バスから降りることが許されない地域でした（線量は、最大14マイクロシーベルト/時まで上昇しました）。この区間は住宅街にもバリケードが張り巡らされており、異様な光景が広がっていました。ここで印象的だったのは、震災前は隣接する町が互いの住民の生活を支えていたような地域では、一方の町に住民が帰れないことで隣町の復興までが阻害されてしまうということでした。

最後の富岡町の岡内東児童公園では、震災によりつぶされたパトカーが展示されていました。このパトカーに乗っていた警察官は当日必死に避難を呼びかけましたが生きて戻ることはありませんでした。震災の恐ろしさを想起させるもので、改めて津波の恐怖を感じました。今回のツアーは日帰りで、実際に住民の方と接触する機会はありませんでしたが、今度は現地の住民の生の声を聞きたいと思いました。



津波被害に遭ったパトカー
(岡内東児童公園)

「法律研究部サミット」実施報告

理事者付嘱託（政策担当） 渥美 優子（61期）

1 はじめに

2015年3月27日、当会の法律研究部の代表者が集まり、4年ぶりに標題のサミットが開催された。

当会では、5月1日現在16の法律研究部*が、勉強会や執筆等の活発な研究活動を行っていて、会員向けに毎年「法律実務研究」という研究成果を発表する論文集を発刊している。本サミットは、法律研究部同士の横の繋がりを通じて活動の更なる活性化を図るとともに、当会の広報手段を通じて研究成果を会員内外に積極的に発信するべく、その方策の検討を目的としたものである。

2 活動状況と課題

当日は、松田純一副会長（2014年度）の司会進行により、冒頭に栗林勉副会長（2014年度）から開会の挨拶がなされた後、各法律研究部から活動状況と今後の課題が報告された。各法律研究部の活動は、月1回前後の定例勉強会を中心としており、事前に定められたテーマの報告および議論、研究対象分野の裁判例研究、実務家や外部講師による講演など、特色豊かな定例会が活発に開催されていた。その他、書籍の出版、司法修習の講義提供、外部研修の講師派遣、懇親会・旅行など活動内容は多岐にわたっており、法律研究に対する部員の熱意や活動の広がりを感じた。

一方、課題として多くの部から、定期的に参加する部員が固定化し、新規部員、とりわけ若手部員の定着率が低い



ことがあげられた。いかに法律研究部の魅力をアップさせ、若手会員に定期的、積極的に研究活動に参加してもらうかが今後の課題となろう。

3 意見交換

引き続き、今後の法律研究部の在り方について意見交換がなされた。とりわけ、新規部員の獲得および部員の定着に対する各部の関心は高く、「研究分野が身近で業務に直結しうる、部への参加で様々な情報を得られる、書籍出版に携われるといった点は若手部員にとって魅力的では」「実務に即した研究内容からすれば、新規登録弁護士のみならず登録3～5年目の会員をターゲットにするのはどうか」「テスト入部制度を設けて気軽に部の雰囲気を感じてもらっては」といった様々な意見が出され、有意義な議論が交わされた。西岡毅広報室嘱託からは、LIBRA、会員ウェブサイト、会員向けメールマガジンといった広報手段によって会員への情報発信が可能との報告があり、松田副会

*現在活動中の部は、医療過誤法部、会社法部、家族法部、金融取引法部、刑事弁護部、国際取引法部、相続・遺言部、倒産法部、独占禁止法部、不動産法部、弁護士業務部、知的財産権法部、インターネット法律研究部、行政法研究部、自治体等法務研究部、遺言信託研究部の16部。通商法部は休会中。

News & Topics

長から、かかる手段による研究成果の発表・発信を通じて新規部員を獲得し、法律研究部の魅力を伝えていこうとの提言がなされた。

最後に、富永忠祐副会長（2014年度）・家族法部部长より閉会の挨拶がなされ、終了となった。

4 終わりに

当日は、新たな法律分野の新規研究部立ち上げを企図し

ている会員らもオブザーバーとして参加し感想を述べるなど、充実した内容のサミットとなった。法律研究部は、自主的な活動団体でありながら当会のシンクタンク機能を担う誇るべき存在であることを再認識し、各部の魅力的な活動を横断的に把握できたという点で極めて貴重な機会であった一方、もっと多くの会員に法律研究部の活動を知っていただきたいという思いを強くした。会員の皆様には、是非とも積極的に法律研究部に参加していただきたい。

「女性支援ネットワーク会議」報告

両性の平等に関する委員会委員 中西 俊枝 (62 期)

両性の平等に関する委員会では、2011年度より年1回、「女性団体との懇談会」と題して、女性支援に携わる都内の行政・民間の相談員と弁護士との交流を続けてきました。2014年度には、名称を「女性支援ネットワーク会議」（以下「ネットワーク会議」）に変え、回数も3回に増やして実施しましたので、以下ご報告いたします。

◎ ネットワーク会議の趣旨

当委員会にはDV被害者支援に携わる委員が多くいますが、DV被害者が被害に気づき、逃げ出すことを決意して実行し、身の安全を確保しながら新しい生活を始めるまでのプロセスを全て弁護士が支えることは難しく、行政や民間の相談員による支援が欠かせません。しかしながら、組織間の連携は十分とは言い難く、2014年1月に当委員会が開催したシンポジウム「DV被害者支援に関する現状と課題」でも、より一層の連携・協力が必要不可欠であるとの意見が多く出ました。そこで、当委員会では、行政と民間、相談員と弁護士との連携をより深めることを目的として、2014年度には10月と12月と3月の3回、ネットワーク会議を開催しました。

◎ 2014年10月1日「ストーカー被害への対策に関して」

最初に委員が「ストーカー規制法の概要及び手続・今後の改正について」をテーマにミニ講義を行い、その後に参加者が4つのグループに分かれ、グループ討議を行いました。グループ討議の題材として事例を用意していましたが、どのグループでも事例を超えて議論が発展し、相談員と弁護士がそれぞれ経験談を話し、悩みを共有しました。また、当日は、警視庁「人身安全関連事案総合対策本部」からも一人みえていましたので、警察での被害者支援体制についても説明がありました。

この日には、ネットワーク会議に引き続き、公開学習会「ストーカー被害への対策に関して～ストーカー規制法改正をふまえて～」を開催しました。講師にお招きした長谷川京子弁護士（兵庫県弁護士会）のお話は、法律や制度の説明にとどまらず、被害者や支援者の安全確保のためには何が必要か、危険度の評価方法など、豊富な経験に基づく実践的なものであり、帰りの飛行機の時間が迫るまで、参加者は皆聞き入っていました。詳しくは、長谷川弁護士の著書「ストーカー 被害に悩むあなたにできること リスクと法的

対処」(日本加除出版)をご参照ください。

◎2014年12月5日「DV事案における子どもをめぐる紛争～面会交流を巡って～」

今回のミニ講義は、当会の榊原富士子会員を講師にお招きしました。ところで、面会交流を巡っては、DV被害者の安全確保を使命とする相談員と、面会交流の早期実現を重要視する裁判所との間で見解が対立することも多く、弁護士としても悩ましい問題だと思います。榊原会員からは、離婚の成立後も、子が成人するまで何年間にも亘って面会の支援をされていたという経験談を伺いましたが、その家族が迎えた結末は、非常に考えさせられるものでした。

今回も後半は事例をもとにグループ討議を行いました。その中では、相談員から弁護士に対し、裁判所にDV被害者の実情を伝えることをもっと頑張してほしいという叱咤激励もありました。他方で、弁護士から相談員にも、親権者指定において面会交流の実施状況が判断材料となることなど、裁判所の考え方を伝えることもできました。違う角度から問題を見ている者同士が、平場で話し合うこのような機会は、本当に貴重だと思います。

◎2015年3月5日「裁判所利用のコツ」

最終回は、委員の折井純会員が「ハーグ条約」、野竹夏江会員が「保護命令」に関し、「裁判所利用のコツ」と題するミニ講義を行いました。ネットワーク会議に参加している相談員の中には、長年に亘って支援に携わっている方も多いため、そのような方にとっても有意義な時間になるようにと願い、弁護士でないと分からないだろう「コツ」に焦点を当てた講義でした。

グループ討議では、保護命令に関する事例検討を行いました。「被害者が安心感を得られるのもっと積極的に申し立てた方がいい」という意見もあれば、「半年で終了してしまうのだから苦労してまで申し立てる意味がない」という意見もあり、相談員間や弁護士間でも意見が異なるなど、

興味深い討議となりました。準備段階でも、東京は保護命令の件数が少ない(平成25年度の司法統計によれば、新受件数は、東京138件に対し大阪267件)ことが問題視されましたが、支援の現場では、「発令されるかどうかの見通しが持ちづらい」「6カ月では短すぎる」などの理由からあまり積極的に利用されていないことが、改めて伝わってきました。

ネットワーク会議後には、サンドイッチとお菓子をつまみながらの懇親会を行いました。参加者の自己紹介が一通り終わる頃にはかなりの時間が経過しており、予定していた二次会が不要になるほどの盛況となりました。相談員からは、同じ相談員であっても、縦割り行政の問題や行政と民間の違いなどから交流を持つ機会は少ないので、今後も支援者ネットワークを続けてほしいという嬉しいお言葉を聞くことができました。

◎より強固な連携構築を目指して

昨年度のネットワーク会議では、延べ70人強の相談員にご参加いただき、アンケート結果も、概ね好評をいただくことができました。より良いDV被害者支援のためには、相談員と弁護士が、互いの知識や経験を分かち合いながら協同することが不可欠ですので、今年度も、充実した支援者ネットワークを開催することができるよう、準備を進めていきたいと思っています。



「裁判所利用のコツ」(2015年3月5日)

理 事 者 室 か ら

6名の副会長が理事者室の取組みを毎月ご報告します。



新年度が始まりました！

副会長 森 徹 (41期)

新年度が始まりました。伊藤会長のもと、われわれ6名の副会長で構成する伊藤執行部がスタートを切りました。

前年度理事者が築いた実績を引き継ぎ、さらにその成果を充実させ、安定したものとするために、全員でスクラムを組んで、一年間、全力で職務に精励する所存であります。

本年度も昨年度に引き続き、一年間、LIBRAの紙面をお借りして、毎号とも6名の副会長が、自ら担当している業務や準備中の企画の進捗状況等をご紹介します。

その中で日々の業務を通じて感じていることを、ぼつりぼつりと紙面でツイート致します。紙面上で行うところが、アナログ世代ですが、消費期限の短い情報だけでなく、じっくりとした議論もご紹介したいと思います。

理事者が今、何を目指し、何に取り組み、そして、何を悩んでいるのかを、できるだけ会員の皆さんにお伝えできればと思います。どうぞ宜しくお願い致します。

不定期ですが、「監事便り」も掲載予定です。一年間、どうかご愛読のほどお願いします。

さて、私自身、2011年の3月末に日弁連の事務次長を退任して以来、4年ぶりに会館に詰める毎日となりました。久々の満員電車に乗り馴れず、何本かやり過ぎてようやく電車に乗ることができるような日々を過ごしております。

とにかく、3月の引継時から4月の当初は、年間スケジュールを入れるだけで時間をとられ、時にはダブルブッキングに気づき、慌てて再調整をお願いすることもままありました。何とか4月の委員会を終え、一通り年間スケジュールを手帳に入れることができましたが、4月のこの時期というのに、今年の手帳は、去年の手帳と見まがうばかりの使い古された様相を呈するに至りました。永年アナログ手帳派を堅守してきた私としても、スマホやタブレットなどデジタル派への宗旨変えを迫られそうです。

一年間宜しくお願い致します。

年度初めにあたっての雑感

副会長 佐藤 貴則 (42期)

4月1日に副会長に就任してからおよそ3週間が過ぎました。この1か月に満たない期間にも様々な問題に対処する必要があり、これで無事1年間を乗り切れるのか少々不安がよぎります。それでも、熱心に委員会活動等に取り組む会員の方々に接して、これをサポートすることの重要性を痛感し、気持ちを引き締めて会務に当たらねばとの決意を新たにしています。また、兼務する

日弁連常務理事として、初めて日弁連理事会に出席をいたしました。4月16日、17日の2日間にわたる長時間の会議にもかかわらず、全国の理事の方々の熱心な討議にふれ、その成果を東弁に持ち帰ることの重要性も痛感するところです。現在の弁護士会には実に多くの重要課題が山積していますが、とにかく1年間頑張って参りますので、よろしくお願いいたします。

新年度理事者チーム

副会長 渡辺 彰敏 (44 期)

ずいぶん以前のことで、親しい友人に「政治家・医者・弁護士・教師。身内で『先生、先生』と呼び合っている職業は何かおかしいのではないか？」と言われたことがあります。私たちの「業界」では、敬称抜きでお呼びするなどとても恐れ多い先輩も多数いらっしゃいますし、また依頼者の面前や公式な場など「～先生」とお呼びしなければならない場面も多々あるのですが、

上の一件以来、単なる慣習で「～先生」と呼び合うのは一般の方に奇異な感じを与えているのかもしれないと思い、注意するようになりました。

さて、新年度理事者チーム、ようやく硬さもとれてお互い敬称抜きでも呼び合える一体感も生じてきたようで、「さあ、ここから本番！」という感じです。

たくさんの方たちと弁護士自治を支える喜び

副会長 大森 夏織 (44 期)

副会長の仕事というものに、想像をはるかに超える重圧を感じています。

このような感想を述べると、後輩の方々に、さらに副会長職就任のハードルを上げてしまうかもしれませんが。けっして多忙さによる重圧ではありません。一言で表現すれば「弁護士自治とは、かくも大変だけど、かくも大切なのだなあ」としみじみ味わう重みです。

これほど多くの職員の方々、嘱託の方々、委員会はじめ様々な活動を支える各世代にわたる会員の皆様と、手に手を携え、憲法擁護と法の支配、そして弁護士自治を担うという重み。

この重圧感を充実感と喜びに変えるべく、みなさんと仲良く元気に毎日を過ごしたいと思います。どうぞよろしく願い申し上げます。

予算案について

副会長 中嶋 公雄 (45 期)

私の担当業務の一つとして財務があります。4月に副会長に就任して以来、集中的に予算案の作成に取り組んでまいりましたが、ようやく予算案が出来上がりました。本年度の予算は、財政の規律を強く意識したものとなっています。すなわち、予算の中から予備的なものをできる限りカットする一方で、不測の事態に備えては予備費を十分に計上し、予備費の使用については、使

用後の総会において承認を得る必要があるため、総会において十分な説明をさせていただく所存です。

また、他の担当業務として、会館運営があります。本年度から、20年目の会館の改修が本格的に始まります。大きな予算の執行を伴うものになりますので、十分な議論と慎重な手続きを心掛け、会員の皆様に対する説明に努めたいと考えております。

悪戦苦闘しながら頑張ってます！

副会長 湊 信明 (50 期)

2月は新旧執行部で被災地を訪問しつつ業務の引き継ぎ。3月は理事者会や委員会に出席して担当業務を体感。4月1日、いよいよスタート。初日は一日中挨拶回りで、最高裁長官、検事総長や警視總監などと面会。最高裁判事の方々の執務室に訪問させていただけたことは感動でした。翌日から実務開始。弁護士会が本当に多岐にわたる業務を行っていることに驚き、決裁量の莫

大さに圧倒され、副会長職の責任の重さに押し潰される毎日です。何もわからない中で、日々ありがたさを感じるのが職員の皆様の温かいサポート。初歩的な質問にも丁寧に教えて下さいますし、書類を見たいとお願いすると魔法のような素早さで目の前に用意されます。弁護士会はこういう優秀で温かい職員の皆様に支えていただいていたのだなあと思えて実感しています。

「商法(運送・海商関係)等の改正に関する中間試案」に対する 当会意見書の概要

法制委員会副委員長 平田 和夫 (56 期)

1 はじめに

商法のうち運送・海商に関する分野については、明治32年の商法制定以来、ほとんど見直しがされていない。しかし、陸上運送及び海上運送に加え航空運送も普及したことや条約等の世界的な動向等を踏まえ、見直しの必要が生じている。そこで、平成26年2月7日開催の法制審議会第171回会議で商法（運送・海商関係）部会が設置され、同部会での調査審議の結果、平成27年3月11日に「商法（運送・海商関係）等の改正に関する中間試案」* が取りまとめられた。

これに関する意見募集に対し、先般、当会は法務省民事局参事官室に意見書を提出したが、当該意見書の概要は次のとおりである。

2 「運送法制全般」について

- (1) 危険物に関する荷送人の通知義務について、これを導入することを前提に、無過失の免責を認める甲案と、これを認めない乙案のうち、甲案に賛成する。
- (2) 運送品の延着の場合の損害賠償額の規定について、これを設けないとする甲案と、引渡しの日及び時における運送品の価額を超えることができないとする乙案のうち、甲案に賛成する。
- (3) 運送品の全部滅失の場合の荷受人の権利について、現行法を維持する甲案と、荷送人と同一の権利を取得する等の乙案のうち、甲案に賛成する。
- (4) 運送品の滅失等についての運送人の責任は、運送品の引渡し日から1年以内に裁判上の請求がされないときは消滅し、この期間は運送品の滅失等による損害が発生した後に限り合意により延長できる等とする案に賛成する。

- (5) 運送契約に基づく責任と不法行為に基づく責任との関係について、次のア及びイの規律を設ける乙案と、いずれも設けない甲案のうち、乙案に賛成する。

ア 運送契約上の運送人の責任を減免する旨の商法の規定は、運送品の滅失等についての運送人の荷送人又は荷受人（当該運送契約による運送を容認した者に限る）に対する不法行為による損害賠償の責任について準用する。

イ 上記アにより運送人の責任が減免される場合には、その責任が減免される限度において、当該運送品の滅失等についての運送人の被用者の荷送人又は荷受人に対する不法行為による損害賠償の責任も減免される。

- (6) 複合運送契約について、物品運送についての総則的規律の適用があることを前提に、中間試案に掲げる運送のうち二以上の運送を一の契約で引き受けた場合における運送品の滅失等については、運送人は、当該二以上の運送のうち当該滅失等の原因が生じたもののみを荷送人から引き受けたとしたならばその運送契約について適用されることとなる我が国の法令又は我が国が締結した条約の規定に従い、損害賠償の責任を負うとする案に賛成する。
- (7) 商法590条1項の規定に反する特約（旅客の生命又は身体の侵害に係る運送人の責任に関するものに限り）で旅客に不利なものは無効とする規律を設ける乙案と、現行法の規律を維持する甲案のうち、乙案に賛成する。

ただし、緊急の必要性がある場合その他の運送が行われる特殊な事情により、旅客の生命又は身体に関する運送人の責任を免除し、又は軽減することが相当と認められる運送については、運送人の

* <http://www.moj.go.jp/content/001141894.pdf>

責任の一部を免除する特約（当該責任の限度を定めるものを含む）に限り、乙案の規律の例外とすることが望ましい。

3 「海商法制」について

- (1) 定期傭船契約について、船舶の利用に関する契約の一つとして、定期傭船契約は、当事者の一方が一定の期間艀装した船舶に船員を乗り組ませてこれを相手方の利用に供することを約し、相手方がこれに対してその傭船料を支払うことを約することによって、その効力を生ずる等の規律を設ける案におおむね賛成する。
- (2) 船長はその職務を行うについて注意を怠らなかったことを証明しない限り利害関係人に対して損害賠償の責任を負う旨の規律（商法705条）を削除する案に賛成する。
- (3) 商法738条の堪航能力担保義務違反による責任を過失責任に改め、その義務の内容として国際海上物品運送法5条1項各号に掲げる事由を明示する案に賛成する。
- (4) 商法739条のうち、船舶所有者の過失又は船員その他の使用人の悪意重過失により生じた損害の賠償責任に係る免責特約を無効とする旨の規律を削除する案に賛成する。
- (5) 海上運送状について、運送人又は船長は、荷送人又は傭船者の請求があるときは、運送品について既に船荷証券を交付している場合を除き、当該運送品の受取後又は船積み後遅滞なく、受取又は船積みがあった旨を記載した海上運送状を交付しなければならない等の規律を設ける案に賛成する。
- (6) 共同海損について、1994年ヨーク・アントワープ規則等の基本的な規定と同様の規律を設ける案に賛成する。
- (7) 商法798条1項のうち船舶の衝突によって生じた債権の消滅時効について、船舶の衝突を原因とする不法行為による損害賠償の請求権（財産権の侵害によるものに限る）は事故発生の日から2年間行使しないときは時効によって消滅する、と改める案に賛成する。
- (8) 海難救助について、商法800条を、任意救助の場合は相当の救助料を、契約救助の場合は当該契約に定める救助料を請求することができる、と改める案に賛成する。
- (9) 海上保険の保険契約者になる者等の告知義務について、保険契約者又は被保険者になる者は、保険法4条の規定にかかわらず、海上保険契約の締結に際し、危険に関する重要な事項について、事実の告知をしなければならないとの規律を設ける案に賛成する。
- (10) 保険委付に関する規律を削除する案に賛成する。
- (11) 商法842条7号の被担保債権の範囲について、雇用契約によって生じた船長その他の船員の債権とする甲案と、雇用契約によって生じた船長その他の船員の債権であって当該船舶への乗組みに関して生じたものとする乙案のうち、乙案に賛成する。
- (12) 船舶先取特権を生ずる債権の順位に関する規律（商法842条、船主責任制限法95条2項）について、船舶の運航に直接関連して生ずる人の生命又は身体の侵害による損害に基づく債権を第1順位とする等の案に賛成する。
- (13) 船舶賃貸借の場合に船舶の利用について生じた先取特権が船舶所有者に対しても効力を生ずる旨の規律（商法704条2項）について、現行法の規律を維持する甲案と、民法上の先取特権は船舶所有者に対しては効力を生じないとする乙案のうち、乙案に賛成する。



今、憲法問題を語る—憲法問題対策センター活動報告—

第48回 閣議決定に基づく安全保障法制の行方

憲法問題対策センター委員 中本 源太郎 (28期)

昨年7月1日の閣議決定を受けて、与党間で安全保障法制整備の方向性が合意され、5月半ばに国会に提出すべく法案作成作業が行われている(5月8日現在)。与党合意から出てくると予想される法案のポイントを報告する。

1 武力攻撃に至らない侵害への対処

本来、警察や海上保安庁が対応すべきグレーゾーン事態に自衛隊を投入し、あるいは米軍等の武器等の防護のための武器使用を認める。自衛隊の武器防護をわが国の防衛に資する活動に従事する米軍部隊(他国軍部隊)の武器等の防護にも拡大する。

2 わが国の平和と安全に資する活動を行う他国軍隊に対する支援活動

周辺事態法は「重要影響事態安全確保法」と名称を変え、①自衛隊派兵(派遣)の要件を「わが国の平和と安全に重要な影響を与える事態」(重要影響事態)という漠然とした要件に変え、②わが国周辺地域に限定せず、③支援対象を米軍以外の軍隊にも広げ、④「現に戦闘行為を行っている現場ではない場所」で、⑤弾薬の供給、輸送、空輸等々を支援活動として認める。国連決議や要請は不要、国会の事前承認にも例外の余地を残す。しかし、戦闘地域の後方で給油を行うなどの支援活動は、武力行使と一体の活動であり「武力の行使」そのもの。自衛隊自体が相手の攻撃対象となり、これに反撃して交戦となれば、戦闘状態に突入する(武力行使の)危険性が大きい。

3 国際社会の平和と安全への一層の貢献

他国軍隊に対する支援のため、個別、時限立法ではなく海外派兵恒久法(「国際平和支援法」)を新設し、国連決議又は関連決議に基づき、随時、自衛隊を海外に派兵し、「現に戦闘行為を行っている現場ではない場所」で米軍その他の国の軍隊に対する物品、役務の他、弾薬の提供、発進準備中の航空機に対す

る給油などの支援活動を認める。

国連平和維持活動(PKO)に関しても、業務の実施に必要な武器使用権限の見直しを行うほか、国連が統括しない人道復興支援活動や安全確保活動等にも業務を拡大する。国連決議等に限らず、地域的機関の要請にも対応する。「任務遂行のための武器使用」、「駆けつけ警護」なども許容するなど、PKO参加5原則も緩和される。

4 憲法9条の下で許容される自衛の措置

自衛隊法、武力攻撃事態法等を改正し、わが国に対する武力攻撃が発生していなくても、わが国と密接な関係にある他国に武力攻撃が発生した場合(「存立危機事態」)に自衛隊の防衛出動と武力行使を認め、集団的自衛権の行使を可能とする。

そもそも集団的自衛権の行使は、憲法9条に反し違憲である。また、「我が国の存立が脅かされる」「国民の権利が根底から覆される」などの新要件は著しく不明確であり、何らの歯止めにもならない。ホルムズ海峡が封鎖され石油の輸入が滞ったなどの経済的理由も存立危機事態に該当するとして、集団的自衛権が発動される可能性が否定できない。しかも、存立危機事態にあたるかどうかは国家安全保障会議(NSC)、最終的には首相が判断し、秘密保護法によって国会も国民も事実の検証ができないまま、わが国が他国と戦争状態に入る危険が現実となる。

5 その他関連する法改正

船舶検査活動の改正、他国軍隊に対する物品・役務の提供、在外邦人の救出等の整備も検討される。

結局、平時有事を問わず、いつでもどこにでも切れ目なく自衛隊を派兵し、米軍や他国軍隊と一体となって、戦争・武力による威嚇、武力行使ができる体制づくりが目指されており、憲法9条の平和主義は根底から破壊されると言っても過言ではない。このような違憲の安保法制を許すかが問われている。

平成27年3月13日開催

東京家庭裁判所委員会「子をめぐる紛争において家庭裁判所が果たす役割」報告

東京家庭裁判所委員・会員 澄川 洋子 (52期)

今回のテーマは「子をめぐる紛争において家庭裁判所が果たす役割」です。はじめに、矢尾和子裁判官と椎野肇家庭裁判所調査官から、子をめぐる紛争のうち面会交流事件を中心に現状の家裁実務の状況について説明があり、その後、児童室（試行的面会交流、小さい子の調査を行うときに利用）を見学しました。

◆家裁における子をめぐる紛争の現状

家庭裁判所で扱う子をめぐる紛争には、面会交流、養育費、監護者指定・引渡し、親権者指定・変更、親子関係不存在・嫡出否認・認知、子奪取条約事件など様々な事件がありますが、平成23年の民法766条の改正により、面会交流と養育費について明文で規定されたこと、社会の意識変化などによって、面会交流に関する調停・審判事件数が非常に増加し、全国の家庭裁判所に申し立てられた面会交流調停事件数は、平成25年10,762件と4年間で約1.5倍に増えたということでした。一方、平成26年に東京家庭裁判所本庁で終了した面会交流事件867件のうち調停が成立した件数は532件（但し、集計作業中のため速報値）とのことでした。

◆面会交流に対する家裁の基本的な考え方

家庭裁判所では、面会交流は親のためのものではなく、子の権利という考え（現在の通説的見解）に立って、調停委員会による調整とともに、家庭裁判所調査官に事件に関与させて、調査官による双方の親に対する働きかけや、場合によっては当事者と子の意向調査などを行って、できる限り合意が成立するよう目指しているとのことでした。

◆面会交流事件当事者への助言用補助ツール

特に、家庭裁判所調査官は、双方の親へ定期的かつ継続的な面会交流が保たれることが子の利益になることを働きかけるとともに、そのために守るべきことなどを、リーフレットや当事者助言用のDVDなどの補助

ツールを使いながら、双方の親に働きかけているそうです。また、最高裁HPの動画配信「離婚をめぐる争いから子どもを守るために」「子どものための面会交流に向けて」が紹介されました。

◆試行的面会交流の成功例

試行的面会交流のケースとして、①母と同居している3歳男児と父との試行的面会交流で、途中で父がオムツ（母が用意）を替える場面があり、母がその様子をモニター越しに確認して、子を父に預けても（面会交流させても）大丈夫だと安心したことにより調停成立に至った事案、②親権者父と同居している小3の女兒が「お母さんと会うのはちょっと嫌」と否定的な意思を表明していたが、試行的面会交流で母と会うなり、「会いたかった」と大泣きして、最後まで母親と離れなかったという場面をやはりモニター越しに確認した父が、子どもが父親の前で我慢していたことに気づいたという事案が報告されました。

◆調停や審判で認められた面会交流を実施させるための手続

ところで、調停成立又は審判確定後、面会交流が実施されない場合には、履行勧告、間接強制など履行確保の方法がありますが、間接強制の件数は非常に少なく、電話1本でできる履行勧告の手続がよく使われており、ある程度の結果を出しているとのことでした。

◆今後の家裁委員会

平成27年7月10日午後3時半～

テーマ「家庭裁判所調査官」

地方裁判所委員会、家庭裁判所委員会に取り上げてほしい話題やご意見等がありましたら、下記当会バックアップ協議会担当者までご連絡ください。

*問い合わせ先：司法調査課 TEL.03-3581-2207

近時の労働判例

～労働法制特別委員会若手会員から～

第30回 横浜地判平成26年3月25日労判1097号5頁 (日産自動車ほか(派遣社員ら雇止め等)事件)

労働法制特別委員会委員 近藤 圭介 (60期)



1 事案の概要

本事案は、短期契約の更新が繰り返された有期労働契約の雇止めの有効性や、派遣労働契約と有期労働契約が繰り返された場合（「地位のキャッチボール」）の法律関係等、多数の論点を含む事案であるが、紙面の関係上、後者の争点に限定して検討する。

Xは、平成16年9月1日から平成17年7月31日まで、日産自動車（以下「Y1」という）の横浜工場で派遣労働者として就労し、同年8月からはY1の期間労働者として平成18年1月31日まで就労した。ついで、同年2月から同年8月までは派遣会社のプレミアムライン（以下「Y2」という）の派遣労働者としてY1で就労し、同年9月から同年12月まではまた期間労働者として就労した。さらに、平成19年1月から平成20年3月31日までの期間はY2の派遣労働者としてY1で就労し、その後、平成20年3月26日から、Y1のグループ会社である日産車体（以下「Y3」という）に派遣されて就労するようになった。平成21年2月、Y2とY3との間の労働者派遣契約が同契約の定めに基づき解除されたことにより、Y2は、同年2月28日または同年3月4日にXを解雇した。Xは、Y1に対し労働契約上の地位の確認、Y1～Y3に不法行為に基づく損害の賠償を求めた。

2 本件の争点

- ・派遣労働者（X）と派遣先（Y1）との間に黙示の労働契約が成立したといえるか。
- ・派遣労働と期間雇用の繰り返しが不法行為となるか。

3 本判決

黙示の労働契約が成立するか否かについては、派遣労働者及び派遣先の就労当時の認識を前提に、派遣元の企業体としての独自性の有無や、派遣労働者と派遣先との間の事実上の使用従属関係、労務提供関係、賃金額の決定や支払関係を検討し、派遣労働者を派遣先の従業員と同一視することができるような特段の事情がある場合には、派遣先と派遣労働者との間において、黙示の労働契約が成立していると認める余地が生じるとした。

また、労働者派遣法の趣旨及びその取締法規としての性質、さらには派遣労働者を保護する必要性等にかんがみれば、仮に労働者派遣法に違反する労働者派遣が行われた場合においても、特段の事情のない限り、そのことだけによっては派遣労働者と派遣元との間の雇用契約が無効になることはないと解すべきであるとした。

Xは、Y1における派遣就労を開始し、派遣会社からの説明を受けたうえで期間労働者になることを希望したことなどから、Xは、労働契約の相手方がY2等の派遣元であることを明確に認識していたというべきであり、(ア) Y2とXとの間で労働契約が締結され、更新手続が行われていたこと、(イ) Xの賃金はY2から支払われていたことなどに照らせば、Y2とXとの労働契約は形式的・名目的なものとはいえず、実体を伴った労働契約であったとすることができるとした。Y1は、精励慰労金、皆勤褒賞、優秀社員手当といった賃金を、派遣元会社に対して派遣料金に上乗せして支払っていたが、これらの金員は臨時の報奨金であって賃金そのものとはいえず、これをもってY1が派遣労働者の賃金額の決定に関与していたことを示す事実とはいえないとした。また、Xが派遣労働者にな

った後も、寮の使用や有給休暇の持越しが認められていたとしても、これは就労者に対して便宜が図られていたものにすぎず、このことがY1と派遣労働者との使用従属関係を裏付けるものとはいえないとした。

さらに、派遣先が派遣元に対し、現在の派遣労働者の派遣労働契約を更新するか否かについて直接指示することは、派遣労働者を特定し、派遣元会社の人事配置権に介入することとなり、許されないが、Y1の正社員登用試験への職場推薦を行うことで、契約更新に関与したものともいえないとした。

派遣労働者から期間労働者となり、その後期間労働者から派遣労働者となるという契約形態（「地位のキャッチボール」）については、労働者派遣法が平成24年10月1日に改正されたことによって離職後1年以内の労働者派遣が禁止されるまでは、派遣就労先において期間労働者として就労していた者を再び派遣労働者として雇用することを禁止する定めはなかったこと、また、クーリング期間中に派遣労働者を直接雇用することを禁止する定めもないことに照らせば、このような運用を行った場合に期間労働者に対する雇止めが有効となるか等は別途検討されるべき問題であるとはいえるものの、こうした扱いが当時の労働者派遣法の派遣期間制限に直接違反するものとはいえないとした。また、これは、派遣制限期間ごとに派遣就労先を変更することを避けて、同一の就労場所での継続的な就労を希望する派遣労働者の要請に応えたものともいえるから、当時の労働者派遣法の潜脱を目的とするものであるとまでいうことはできないとした。

以上により、Y1とY2との間の労働者派遣契約及びXとY2との間の派遣労働契約を無効とすべき特段の事情は見当たらず、また、XとY1との間の黙示の労働契約の成立を認めるに足りる事情もないものといわざるを得ないとした。

4 本判決の検討

本判決は、請負契約を偽装した違法な派遣労働契約において、派遣労働者と派遣先との黙示の労働契約の成否が争点となったパナソニックプラズマディスプレイ事件（最判平成21年12月18日労判993号5頁）と同様の判断基準で、派遣先と派遣労働者との間の黙示の労働契約の成立の有無を判断し、また、派遣労働者と派遣元との派遣労働契約や派遣先と派遣元との労働者派遣契約の有効性についても、パナソニックプラズマディスプレイ事件を引用して判断している。

本事案と同様に、派遣労働者と期間労働者の地位を繰り返す「地位のキャッチボール」が問題となったマツダ防府工場事件（山口地判平成25年3月13日労判1070号6頁）では派遣先との黙示の労働契約の成立が肯定され、派遣労働契約や労働者派遣契約も無効と判断されている。マツダ防府工場事件では、派遣先が、労働者派遣法が定める派遣可能期間（労働者派遣法40条の2）を潜脱するために、主体的に、派遣労働者に対するランク制度やパフォーマンス評価制度を導入し、常用雇用の代替防止という労働者派遣法の根幹を否定する施策を実施していたと評価されたのに対し、本判決では、Y1はあくまで派遣労働者の希望に応じてこのような取扱いをしたのであって、主体的に「地位のキャッチボール」の制度を構築したとは評価されていない。その結果、Y1が使用者であることを前提とした解雇無効の主張と不法行為に基づく賠償請求をいずれも否定している。

本稿執筆時点では、派遣可能期間を改正する労働者派遣法が国会で審議中であるが、派遣可能期間が改正されたとしても、それを潜脱しようという動きは必ず出てくるものであり、その際、本判決は参考になるものと思われる。

刑弁でGO!

第61回

法改正の動向

刑事司法制度特別部会の調査審議結果

刑事弁護委員会委員 白井 徹 (60期)

法制審議会は、新たな刑事司法制度を構築するための法整備の在り方について調査審議を行うため、平成23年6月6日、新時代の刑事司法制度特別部会（以下「特別部会」）を設置しました。

特別部会は、度重なる審議を行い、平成26年7月9日、その結果について取りまとめを行いました。今回は、その概要を紹介致します（詳細については、特別部会のHP（<http://www.moj.go.jp/shingil/shingi03500012.html>）参照）。なお、平成27年3月13日、上記審議結果に基づき、法案が国会に提出されています（http://www.moj.go.jp/keiji1/keiji14_00103.html）。

1 取調べの録音・録画制度の導入

①裁判員制度対象事件、②検察官独自捜査事件においては、一定の例外事由に該当する場合を除き、取調べの状況を録音・録画しなければならない。

2 捜査・公判協力型協議・合意制度の導入

①財政経済関係犯罪、②薬物銃器犯罪について、被疑者・被告人が「他人の犯罪事実」を明らかにするため真実の供述その他の行為をする旨及びその行為が行われる場合には、検察官は、弁護人による同意を条件として、被疑者・被告人との間で、不起訴処分、特定の求刑その他の行為をする旨を合意することができる。

3 刑事免責制度の導入

検察官は、証人尋問の請求に当たり、必要と認めるときは、裁判所に対し、当該証人尋問について、①その証人尋問によって得られた供述及びこれに由来する証拠は、原則として当該証人に不利益な証拠と

することができない、②その証人尋問においては、自己が刑事訴追又は有罪判決を受けるおそれのある証言を拒否することができないという条件により行うことを請求できるものとする。

4 通信傍受の合理化・効率化

通信傍受の対象犯罪として、①殺傷犯等関係（現住建造物等放火、殺人、傷害、傷害致死、爆発物の使用）、②逮捕・監禁、略取・誘拐関係、③窃盗・強盗関係、④詐欺・恐喝関係、⑤児童ポルノ関係の犯罪を追加する。

5 身柄拘束に関する判断の在り方についての規定の新設

裁量保釈の判断に当たっての考慮事項を明記する。

6 弁護人による援助の充実化

(1) 被疑者国選弁護制度の拡充

被疑者国選弁護制度の対象を「被疑者に対して勾留状が発せられている場合」に拡大する。

(2) 弁護人の選任に係る事項の教示の拡充

司法警察員、検察官、裁判官、裁判所は、身体拘束中の被疑者・被告人に弁護人選任権を告知するに当たっては、刑事施設の長等に弁護士・弁護士法人・弁護士会を指定して選任を申し出ることができる旨を教示しなければならないものとする。

7 証拠開示制度の拡充

(1) 証拠の一覧表の交付制度の導入

検察官は、検察官請求証拠の開示をした後、被告人又は弁護人から請求があったときは、速やかに、検

察官が保管する証拠の一覧表を交付しなければならないものとする。

(2) 公判前整理手続の請求権の付与

検察官、被告人及び弁護人に公判前整理手続及び期日間整理手続の請求権を付与する。

(3) 類型証拠開示の対象の拡大

類型証拠開示の対象として、①共犯者の身体拘束中の取調べについての取調べ状況等報告書、②検察官が証拠調べ請求をした証拠物に係る差押調書・領置調書、③検察官が類型証拠として開示すべき証拠物に係る差押調書・領置調書を追加する。

8 犯罪被害者等及び証人を保護するための方策の拡充

(1) ビデオリンク方式による証人尋問の拡充

裁判所は、同一構内に出頭すると精神の平穏を著しく害されるおそれがある者、遠隔地に居住し、同一構内に出頭することが著しく困難である者等を証人として尋問する場合において、相当と認めるときは、裁判官が尋問のために在席する場所と同一の構内以外の裁判所の規則で定める場所に当該証人を在席させて、ビデオリンク方式により尋問を行うことができるものとする。

(2) 証人の氏名・住居の開示に係る措置の導入

検察官は、証人等の氏名・住居を知る機会を与えるべき場合において、その証人等又はその親族に対し、身体・財産への加害行為又は畏怖・困惑行為がなされるおそれがあるときは、被告人の防御に実質的な不利益を生じるおそれがある場合を除き、①条件付けの措置（弁護人には氏名・住居を知る機会を与えた上で、これを被告人に知らせてはならない旨の条件を付することをいう）、②代替開示の措置（氏名・住居を知る機会を与えず、氏名に代わる呼称、住居に代わる連絡先を知る機会を与えることをいう）をとることができるものとし、証拠書類・証拠物を閲覧する機会を与えるべき場合においても、それらに氏名・住居が記載されている者で検察官が証人として尋問を請求する

者若しくは供述録取書等の供述者について、同様の要件の下で、条件付けの措置、代替開示の措置をとることができるものとする。

裁判所における訴訟記録・証拠物の閲覧についても、条件付けの措置及び代替開示の措置をとることができるものとする。

(3) 公開の法廷における証人の氏名等の秘匿措置の導入

裁判所は、証人等の氏名が公開の法廷で明らかにされることにより、証人等又はその親族に対し、身体・財産への加害行為又は畏怖・困惑行為がなされるおそれがあると認められる場合等一定の場合において、証人等から申出があり、相当と認めるときは、証人等の氏名等を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができるものとする（刑事訴訟法290条の2参照）。

9 公判廷に顕出される証拠が真正なものであることを担保するための方策等

証人不出頭等の罪、犯人蔵匿・証拠隠滅等の法定刑、証人等威迫、組織的な犯罪に係る犯人蔵匿等の法定刑を引き上げる。

証人が正当な理由なく召喚に応じないときのほか、そのおそれがあるときも、勾引することができるものとする。

10 自白事件の簡易迅速な処理のための方策

即決裁判手続の申立てを却下する決定があった事件について、当該決定後、証拠調べが行われることなく公訴が取り消され、公訴棄却の決定が確定した場合等においては、同一事件について更に公訴を提起することができるものとする。

* * *

この内容については、それぞれの御意見があるところかと思います。しかし、個別の事件においては、被疑者・被告人の権利を守るため、今後具体的な法改正によって創設される新制度のよりよい運用を実現させる活動も重要であることはいうまでもありません。今後の法改正にご注目いただければと思います。

性別にかかわらず、個性と能力を発揮できる弁護士会を

第9回 理事者と女性会員との懇談会へのご参加と議題提案のお願い

男女共同参画推進本部委員 大庭 秀俊 (61 期)

1 はじめに

当会では、2011年10月の常議員会で策定されました「男女共同参画基本計画」に基づき、当会における男女共同参画推進のため、年に1回の頻度で、当会理事者（会長・副会長）と女性会員との懇談会（以下「本懇談会」といいます）を実施しております。

本懇談会は単に女性会員からの意見を聴取するにとどまらず、当会における男女共同参画推進の施策実現に結びつくもので、実際に実現に至った施策もあります。毎年、多数の女性会員のご参加をいただいて活発な議論が交わされておりますが、本年7月に開催予定の本懇談会に多数のご参加と会員の皆様からの議題の提案をぜひいただきたく、その概要を紹介します。

2 理事者と女性会員との懇談会の概要

本懇談会は、理事者や男女共同参画推進本部委員が、主として女性会員からご意見をいただき、そのご意見を当会における男女共同参画推進の施策実現に結びつけることを目的としています。

例年、正午から、お昼を頂きながら（参加会員にはお弁当が用意されております）、1時間程度の懇談会を開催していましたが、1時間を大幅に超えて意見交換がなされることもあったため、昨年度から正午から午後2時の2時間をとることになりました。

懇談会では、前年度から継続審議となっている議題およびその経過報告のほか、男女共同参画推進本部から新たに出題する議題、参加者から事前に要望があった議題についても議論されます。

参考までに、これまでの本懇談会で議論された議題の一部を紹介します。

【2013年度】

- ①産休、育児、介護中の業務の悩みやその支援策
- ②法律事務所におけるセクシュアルハラスメントの問題
- ③女性会員室の利用方法や環境について
- ④女性会員が役員となることを妨げている要因について など

【2014年度】

- ①産後、育児、介護期間中の会務・会費免除制度の改善策
- ②修習中、就職活動中、業務でのセクシュアルハラスメントの問題
- ③弁護士バッジの問題（登録直後の女性会員の多くがバッジの留め具の改造を余儀なくされる）
- ④女性社外役員紹介制度について など

本懇談会では、以上のように、女性会員が弁護士業務に携わる中でぶつかる様々な障壁について、具体的な議論が活発に交わされております。また、以上に挙げた議題のうち、会務・会費免除制度の改正や女性社外役員紹介制度、女性会員室の環境改善については、実際に実現に至っており、また、制度を定めるにあたって本懇談会の意見も参考にされています。

3 本懇談会への参加と議題の提案のお願い

本年度も、本懇談会を、2015年7月30日（木）正午から、弁護士会館5階で開催する予定となっております。

女性会員の皆様には、事前に参加申込書を兼ねた案内文書が配布されますので、ぜひ、ご参加と、議題の提案をお願いいたします。

第57回

法律研究部で活躍する若手に聞く～金融取引法部 編～

聞き手：新進会員活動委員会委員 濱田 祥雄 (65 期)

新進会員活動委員会では、各分野で活躍している若手弁護士へのインタビューを行っています。
今回は、金融取引法部にてご活躍されている藤武寛之会員（66 期）にお話を伺いました。

——金融取引法部の概要について教えてください。

当部は、設立から33年経っており、金融に関する法分野全般を取り扱っております。金融機能は、伝統的な預金、資金の貸付け及び為替取引といった銀行機能に留まらず、保険、証券、信託、リース、クレジット、電子マネー等の各分野に広がっています。当部が研究対象にする金融法務とは、民法、商法や倒産法はもちろんのこと、銀行法や金融商品取引法等の各規制法（業法）を含めた、広く金融機能に関連する法令を意味しています。

部員の構成は、だいたいといった感じですが、若手会員が4分の1程度です。また、銀行やクレジットカード会社など金融機関に勤務しているインハウスロイヤーの会員も所属しております。

——どのような活動をしているのでしょうか。

定例会の開催や書籍の執筆等を行っております。

定例会は毎月第3木曜日の午後6時30分から約2時間開催され、報告及び講義が行われます。報告及び講義を行うのは、当部の会員であったり、関係省庁や金融機関に勤務する外部講師の方であったりします。会員が報告及び講義を行う場合、60期以降の比較的若手の会員も多く担当しています。テーマは、その時期に関心のあるものが採り上げられることが多いです。例えば、平成26年の定例会では、「反社会的勢力排除に係る法的課題と対応」、「経営者保証に関するガイドラインの概説」、「ビットコインの仕組みとその法的課題」、「クラウドファンディングと信託」、

「エクイティ・ファイナンスのプリンシプルの概要」等といった、バラエティに富んだテーマが扱われました。その他には、金融法務に関する最近の重要判例や、改正法への対応等をテーマにしたこともありました。

なお、定例会には、毎回、だいたい10人前後の会員が出席しております。

——懇親会はありますか。

懇親会は、定例会が終わった後にほぼ必ずあります。懇親会では、会員間での親睦を深めることができます。例えば、金融庁に出向していた会員もおりますので、そのときの話を非常に興味深く聞いております。また、外部講師の方も参加して下さるので、外部講師の方の人となりや業務上の感覚を知る良い機会になっております。特に、外部講師の方の日常業務についてざっくばらんな話を聞くことができ、実務的な感覚ないし嗅覚を学ぶことができる点で非常に役立っております。

——どのようなきっかけで金融取引法部に入部されたのですか。

私は、弁護士になる前、金融関係の会社に10年間勤めておりました。そのときの経験を生かして弁護士としてやっていこうと思っておりましたところ、金融取引法部の存在を知りました。

——印象に残っている活動内容を教えてください。



藤武 寛之会員 (66 期)

印象に残っている活動は、やはり、定例会で報告及び講義を担当したことです。私が扱ったテーマは、定例会の具体的内容として挙げた、「ビットコインの仕組みとその法的課題」になります。事前準備がかなり大変でしたが、入念な準備を行ったことによって、そのテーマについて深い知見を得られました。さらに、その報告を聞いて下さっていた会員の方から案件の紹介がありましたので、結果として得たものは非常に大きかったです。

—— 金融取引法部に入ってよかったと思うことはありますか。

私は、普段から金融関係の業務に関わることが多いのですが、中には、なじみがなく、かつ、専門書にあまり載っていない事案を担当することもあります。そのときに当部の会員に相談できたことが、よかったと思います。

金融法務は、多岐にわたっており非常にバラエティに富んでおります。しかも、専門性も高いです。そのため、同期等には中々相談することが難しいのですが、私の場合、当部に所属していたおかげで、その分野に精通する会員を予め知っておりましたので、その会員に相談することができました。なお、その会員は私よりも期が上でしたが、当部は会員間の情報交換をしやすい環境にありますので、気軽に相談をすることができました。

—— 金融取引法部の魅力は何ですか。

金融法務の内容は様々で、それぞれの分野の専門性が

高いものとなっております。いわば‘広くかつ深く’の分野です。とても、一人の力では対応しきれるものではありません。金融法務に携わるためには、やはり、同業者を含めた広いネットワークが必要になってくると思います。そのようなネットワークを形成するのに、当部は非常に魅力的だと思います。

私個人の話にもなりますが、私は以前の職場において営業活動やシステム開発に関わっており、それらに関する金融法務については知識を持っておりましたが、当部に入部したことで、法務といった観点から横断的に金融法務に関する知識を得ることができました。

—— 若手会員にとってはどのような魅力がありますか。

若手会員にとっては、金融法務を勉強する場として非常に役立つと思います。そもそも、若手会員の研鑽の場は限られていますし、特に金融法務に関する分野を学ぶ機会は少ないでしょう。しかし、当部では、金融法務について研鑽を積むことができます。さらに、定例会での報告及び講義は若手会員が中心になって行うので、若手であっても専門的な知識を得ることができます。私もそうでしたが、定例会の報告がきっかけで仕事のお誘いがありましたので、その専門知識が日頃の業務に結びつくこともあります。

もし、今回のインタビューをきっかけに当部に興味をもって下さった方や、金融法務について研鑽を積みたいという方がおられましたら、是非参加していただければと思います。お待ちしております。

わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70

湯島：1971－93

和光：1994－

45期(1991/平成3年)

楽しかったモラトリウム時代

会員 井口 宇乃 (45期)

私は45期なので、私の修習時代というのは今から20年以上前になります。ちょうど修習生の人数が500名時代の最後の年です。まだ、研修所は湯島で、司法研修所の卒業試験の不合格もほとんど出ず、裁判所や検察庁もリクルートに熱心で、就職先の弁護士事務所にも困らない時代だったため、修習時代の思い出という勉強のことは余り覚えていないのですが、色々な人と知り合いになって、色々な体験が出来たのが、とても印象深く懐かしい思い出です。

とにかく楽しかったのが実務修習で、私は横浜修習だったので、昼は中華街散策、夜は同じ班の同期と各人の修習先の弁護士事務所に押しかけ、ご馳走になるという毎日でした。横浜の弁護士の方々にはとても親切で、私が修習した木村和夫弁護士には、その依頼者の漁師さんの船に同期と一緒に乗せてもらい、生まれて初めて船に乗っての釣りを体験させてもらいました。鯉や小型のマグロなどが面白いように釣れて、一緒に行った同期などは1本の竿に同時に2匹の魚がかかり、引き上げるのが大変だったのも、楽しい思い出です。

弁護修習中は毎日お昼を木村弁護士にご馳走になっていましたが、木村弁護士がご不在の時に共同経営者だった林良二弁護士に生まれて初めて北京ダックを食べさせてもらい、「これが北京ダックというものか?」と感動したことを20年経っても覚えているのは、私の食い意地が張っているからでしょうか。

弁護修習は各人が別々の事務所ですが、検察修習は同じ班のメンバーと一緒に修習するので、また、違った楽しさがありました。特に修習担当検事がと

ても面倒見の良い方で、午後5時を過ぎると検事がどこからかビールを出してきて、みんなでビールを飲みながら、検事から仕事の話はもちろん、検事の裏話等も色々聞かせてもらいました。検察庁にはお酒は沢山あっても、つまみはいつも乾き物だけでしたが、みんなでアタリメ等をかじりながら、わいわい話するのはどうしてあんなに楽しかったんでしょう。検事から「これからお前達は、裁判官・検察官・弁護士とそれぞれ立場が違って来るが、今は修習生として検察庁もみんな同じに扱っている。検察修習のような体験は、特に弁護士になったら二度と出来ないから、この機会を大切にしろ」と言われたことも印象的でした。

実務修習中は、料理上手の同期のSさんの家で定期的にカレーパーティーも開催していました。彼の作るカレーは絶品で、私は今でも彼のカレー以上に美味しいと思ったカレーはないほどです。その彼には私の親友を紹介し、その後、2人は私の思惑通りに(?)結婚したので、夫婦そろって今もつきあいが続いています。Sさんは現在、研修所の教官を務め、法曹界の後輩の指導にあたっています。また、そのカレーパーティーの常連だったMさんも本会の副会長として活躍され、私がこの原稿を書くことになったのもそのご縁からです。

今振り返ると、修習時代はほんの2年しかなかったのに、その後の20年に比べて色々な出来事が沢山あって、やたらと中身の濃い凝縮された2年間でした。その時知り合った友達とは今もつきあいが続いている人が多く、私の大きな財産になっています。

「新刺激」を加える

会員 杉本 徹平



- 1 「筋肥大が頭打ちになったときは、新しい刺激を加えてやると成長が続くよ」

私が大学時代に所属していたウェイトトレーニングサークルで、プラトー状態に悩んでいた私に対して先輩がそうアドバイスをくれた。

私は、大学以来現在に至るまで10年以上にわたりウェイトトレーニングを趣味として行っている。筋組織を一旦破壊して超回復によって従前よりも筋を肥大させる。ウェイトトレーニングによる体作り（広義の「ボディビルディング」）はその繰り返しだ。筋繊維を破壊するほどの負荷に耐えようとして超回復は起こる。そのため、超回復後は前回よりもさらに高い負荷をかける必要があるが、超回復によって筋力が向上しているので前回よりも重いウェイトを使ってトレーニングをすることが可能になっている。こうして、負荷をかける→超回復→より高い負荷をかける→超回復…というサイクルができ、目に見えて筋量・筋力が向上していく。

しかし、そのサイクルもずっと続くわけではなく、やがて筋組織が同種の刺激に馴化し、頭打ちになる瞬間がやってくる。そのようなときに「新刺激」を加えてやるのだ。すなわち、同一の筋群に対してこれまでとは異なるエクササイズを導入する、自身が扱える限界に近いウェイトでセットを組んでみる、トレーニングの頻度やセット数をとにかく増やしてみる、といった処方を試みる。それがプラトーを打破するきっかけになるのである。

- 2 冒頭からディープな趣味の話を披瀝してしまったが、私は全国農業協同組合連合会（JA全農）というJA

グループの一組織でインハウスローヤーをしている。全農はJAグループの中の経済部門を取り扱っている組織で、全国各地の単位農協を通じて、農家が生産した農畜産物を消費者にお届けしたり、農家が農業を営むにあたって必要となる肥料や農薬や農機等をメーカーに作ってもらい、それを農家に供給するといった事業を行っている。言うなれば「農業商社」といった組織である。

主な業務は、契約書（売買や業務委託が多い）のチェック、各部署からの法務相談への回答である。時折、新規事業の相談や研修講師依頼などが舞い込んでくる。訴訟はやらないので、エキサイティングさには欠けるかもしれないが、修習中に企業法務にほとんど接しなかった私にとっては「新刺激」に富んだ一年であった。大きな事業の立ち上がりから案件に接し、それが形になり、世に出ていくのを見届けられるのはインハウスローヤーの醍醐味だろうと思う。

- 3 ご存知のとおり、昨今、農協改革が進んでいる。農協法が改正されれば全農も株式会社化が可能となり、今後会社化が現実のものとなるかもしれない。それらの政策の是非については脇に置くとしても、この一年JAグループの内側にいて、改革すべき点があることは確かだろうと感じている。プラトーどころかスランプに陥っていると見る向きもあるかも知れない。

私は、正規の職員としては一期目のインハウスローヤーであるが、私自身がパイオニアとして農協組織にとっての「新刺激」となり、全農、ひいては日本の農業が、プラトーないしスランプを打破してもっと高みへと向かう一助となれば望外のことである。

『アバウト・タイム』

2013 年／イギリス／リチャード・カーティス監督作品

心がほっこりしたいときに

会員 藤田 詩絵里 (67 期)

イギリス南西端の美しい田舎町コーンウォールに住むティムは、両親と妹、そして伯父の5人家族。どんな天気でも海辺でピクニックを楽しむ、風変わりだけど仲良し家族。ティムは、21歳の誕生日を迎えた日、父から、一家に生まれた男たちに引き継がれる秘密を告げられる。その秘密とは、暗い場所に閉じこもって拳を握り、行きたい過去の場면을思い浮かべると、その場面にタイムトラベルできるということ。父から、この能力を何に使う？と聞かれたティムは、「彼女を作りたい」と答える。女性付き合いが苦手なティムだが、早速、時間を何度も巻き戻し、妹の友人シャーロットにアプローチを変えながら告白するがあえなく撃沈。そして、数年後、弁護士として働き始めたロンドンの、真っ暗なレストラン（ブラインドレストラン）で、ようやく運命の女性メアリーと出会う。

これが、この映画のはじまりである。ここまでを聞くと、よくある設定の、チープなラブロマンス映画かと思う。

しかし、映画半ばには、早くも、ティムは、メアリーとめでたく結婚してしまう。この映画の本題は、ここからなのである。

結婚したティムは、最愛の妻と2人の子どもに囲まれ幸せな日々を送るうち、しばらくタイムトラベル能力を使っていないことに気付く。本当に幸せな日々においては、過去に戻って人生をやり直す必要などないのかもしれない——と。

映画の終盤で、ティムは、癌のために父を失う。

タイムトラベルには、子どもが生まれた後に時間を遡ってはいけない、というルールがある。少しの時間のずれで受精のタイミングが変わってしまうため、タイムトラベルから戻ってきたとき、そこには愛すべき子どもはいない、ということになるからだ。メアリーは3人目の子どもを望むが、子どもが生まれると生前の父には会いに行けなくなる。しかし、ティムは、父とは別れ、新たな家族を増やすことこそ、父の望むことだと考え、家族を増やすことを決意する。映画ラストの、父との永遠の別れのシーンでは、涙がとまらなくなる。

この映画の主題は、家族愛なのである。

最期を迎えた父は、ティムに、人生を幸せに送る秘訣を教える。その秘訣とは、タイムトラベル能力で、1日を2回送ること。そうすると、1回目には不安や緊張で気付かなかったことにも気付く、人生を楽しめるのだ。しかし、ティムは、父の教え以上に人生を幸せに生きる秘訣を発見する。それは、タイムトラベル能力で1日の2回目を送っているつもりで、毎日を全力で生きるということ。

この映画は、家族、友人、愛といった、人生において大切なものを改めて教えてくれる。

駆け出しの弁護士ティムが、人生を幸せに送るコツを自分で見つけたように、毎日を全力で生き、人生を楽しみたい。

『アバウト・タイム』は、現在、レンタルビデオでご覧いただけます。



「アバウト・タイム～愛おしい時間について～」
発売元・販売元：NBCユニバーサル・エンターテイメント
発売日：2015年4月24日
価格：Blu-ray 3,800円＋税
DVD 3,400円＋税



呑むか呑まれるか

会員 高畠 敏秀 (40 期)



中学か高校の頃だったと思う。ウイスキーのTVCMで、「ボトル1本呑めなければ男じゃない」というコピーがあった。私はまだ酒を呑む歳ではなかったので、「ふーん、そんなものか」と思っていた。ところが、そのCMを見ていた私の亡父は、「あれ？ 普通ボトル2本くらい呑むだろう」と私の顔を見て言う。それがずっと私のトラウマになっているのであろう。

そのトラウマを払拭するためか、私も学生時代から浴びるように呑んだ。救急車には何度も乗ったが、不思議とパトカーには乗らなかった。酒癖が悪くない証拠である。司法試験受験時代は金も時間もなく、殆ど呑まなかったため、再び少年のような健康状態に戻り、合格してからまた浸かった。研修所では、医務室に呼び出され、「キミ、酒を止めないと早く死ぬよ」と注意された。

それでも決して懲りることはない。弁護士になってからも各種会合に参加した後、真っ直ぐ帰ることはまずない。必ず最後まで残ってしまう。金額にすればおそらく優にランボルギーニ数台分は呑んだであろう。失った時間は、インフィニティである。

それでもやはり飽きることはない。ただし最近では、翌日の夕方まで酒が残ることが多く、二日酔いのまま呑むと、酒が不味いため、3日に1度くらいのペースにしている。そうでないと「酒好き」がただの「アル中」になってしまう。

なぜそこまでして呑むのか、と問われれば、「酔って本音で話すのが好き」ということに尽きるであろう。若い頃は、先輩弁護士から「本音」で事件処理の仕方

や依頼者への対応方法、費用請求のコツ等をよく聞かせていただいたし、自分が経験を積んでからは、僭越ながら後輩にそのような話をするようになった。本を読んでも判らないことや、どうしても本に載せられないようなこと、文章化できないことは多くあり、それらの点はやはり「本音」を直接聞かねばならないであろう。そういう意味では、若手の弁護士にとっても、先輩と呑む機会があれば、「参加することに意義がある」と思われる。私のようなベテラン（自分では若手の少し上と思っているが）にとっても、若い弁護士から「本音」を聞いて参考になることは数多い。

スウェーデン人の友人（私の英会話の先生）とよく呑むことがある。彼と出会ってから4年以上になるが、私よりも二十数歳若く、お互い第二言語であるのに、英語で議論をすると全く勝てない。当初は酒の量でも負けており、「白人は酒も強いし、頭も良いのかもしれない」と劣等感を抱いたものであるが、彼も結婚して子どももでき、健康に気を遣うようになったためか、少なくとも酒の量では負けなくなった。当たり前かもしれないが、世界情勢の見方が全く異なり、勉強になることは数知れない。日本の識者にはスウェーデンを社会福祉国家の見本として高く評価をする人が多いが、彼に言わせると「日本の方がずっと暮らしやすい」とのことである。税金が恐ろしく高いこと（個人の稼ぎの60%以上持っていかれる。法人税は安い）や、中東やアフリカからの移民を多く受け入れたことによる治安や財政の悪化が問題である、というのである。

ともあれ、酒を呑んで語ることは楽しいことである。

法律学

『法政策学の試み(法政策研究 第16集)特集・翻訳と支援』神戸大学法政策研究会／信山社
『司法研修所論集 2014(第124号)』司法研修所
『比較法ハンドブック 第2版』五十嵐清／勁草書房

外国法

『赦すことと罰すること 恩赦のフランス法制史』福田真希／名古屋大学出版会
『行政法システムの構造転換 イギリスにおける「行政的正義」』榊原秀訓／日本評論社
『フランスの事後的違憲審査制』Mathieu, Bertrand／日本評論社
『中東欧地域における私法の根源と近年の変革』奥田安弘／中央大学出版部
『韓国型ロースクールの誕生 法曹養成にみる高等教育と政治体制』朴炫貞／大学教育出版
『法律英語と紛争処理 増補版 民事訴訟手続・ADR・倒産手続他』長谷川俊明／レクシスネクシス・ジャパン
『現代ドイツの労働協約』岩佐卓也／法律文化社

憲法

『憲法 第6版』長谷部恭男／新世社
『市民集会集団的自衛権って何ですか?』和歌山弁護士会／和歌山弁護士会
『明るい社会をめざして 同和問題の理解のために』東京都総務局／東京都総務局人権部人権施策推進課

議会制度・選挙法

『日本近代主権と立憲政体構想』小関素明／日本評論社
『統一地方選挙の手引 平成27年』選挙制度研究会／ぎょうせい
『例題解説公職選挙法 新版』法曹会／法曹会

行政法

『逐条国家公務員法 全訂版』森園幸男／学陽書房
『逐条解説行政手続法 27年改訂版』行政管理研究センター／ぎょうせい
『行政手続三法の解説 第1次改訂版 行政手続法, 行政手続オンライン化法, 番号法』宇賀克也／学陽書房
『行政関係訴訟の実務』定塚誠／商事法務
『国家賠償訴訟』深見敏正／青林書院
『国家賠償責任の再構成 営造物責任を中心として』小幡純子／弘文堂
『都市再開発実務ハンドブック 2014』大成出版社
『建築訴訟 第2版』松本克美／民事法研究会
『補償コンサルタント登録申請の手引き 改訂3版』補償コンサルタント登録制度研究会／大成出版社

警察法

『もしも、そのお客様が反社会的勢力だったら?』関聖／きんざい
『民事介入暴力対策マニュアル 第5版』東京弁護士会民事介入暴力対策特別委員会／ぎょうせい

税法

『実践税理士法 新版』日本税理士会連合会／中央経済社
『国際税務戦略の考え方・取り組み方 現場ストーリーから学ぶ』大河原健／中央経済社
『弁護士業務にまつわる税法の落とし穴 3訂版』大阪弁護士会／大阪弁護士協同組合
『重要判決・裁判から探る税務の要点理解』林仲宣／清文社
『会則・規則類集』東京税理士会
『資産増税時代の“守りから攻め”の相続対策Q&A』税理士法人タクトコンサルティング／ぎょうせい
『相続税・贈与税土地評価実務テキスト 基礎から具体的な減価要因の見極め方まで』鎌倉靖二／税務研究会出版局
『株式・公社債評価の実務 相続税・贈与税 平成27年版』香取稔／大蔵財務協会
『基礎控除引下げ後の相続税税務調査対策の手引 申告時と調査対応のポイント』庄司範秋／新日本法規出版
『実務のための財産評価判例集』林仲宣／税務経理協会
『相続税法基本通達逐条解説 平成27年版』野原誠／大蔵財務協会
『弁護士の業務に役立つ相続税 改訂版』遠藤常二郎／三協法規出版
『同族会社相続の法務と税務』山川一陽／学陽書房

地方自治法

『広域連携の仕組み 一部事務組合と広域連合の機動的な運営』木村俊介／第一法規
『自治体職員のための番号法解説 実務編』宇賀克也／第一法規
『政策法務の最前線』山口道昭／第一法規

民法

『判例講義民法 第2版 1 総則・物権』奥田昌道／悠々社
『判例講義民法 第2版 2 債権』奥田昌道／悠々社
『弁護士が弁護士のために説く債権法改正』東京弁護士会法友全期会／第一法規
『要点解説民法改正 企業法務への影響度がいち早くわかる』渡邊新矢／清文社
『通常の債権回収 債権管理から担保権・保証まで』虎門中央法律事務所／民事法研究会
『業務委託(アウトソーシング) 契約書の作成と審査の実務』滝川宜信／民事法研究会
『最新PL関係判例と実務 第3版』升田純／民事法研究会
『離婚・離縁事件実務マニュアル 第3版』東京弁護士会法友全期会／ぎょうせい

『高齢者を支える市民・家族による新しい地域後見人制度』遠藤英嗣／日本加除出版
『Q&A成年後見実務全書 総論, 法定後見1』赤沼康弘／民事法研究会
『事例に学ぶ成年後見入門 権利擁護の思考と実務』大澤美穂子／民事法研究会
『相続・贈与Q&A 第2版』東京南部法律事務所／日本評論社
『遺言執行者の実務 第2版』日本司法書士会連合会／民事法研究会
『実務家のための遺言信託相談事例Q&A』櫻井喜久司／清文社
『遺言相談標準ハンドブック』奈良恒則／日本法令
『判例からみた遺留分減殺請求の法務・税務・登記』永石一郎／中央経済社
『未処理・困難登記をめぐる実務』山田猛司／新日本法規出版
『マンション管理の実務 改訂版』不動産総合研究会／週刊住宅新聞社
『コンメンタールマンション区分所有法 第3版』稲本洋之助／日本評論社
『コンプライアンス時代における事故対応・損害賠償の実務の手引』東谷隆夫／民事法研究会

会社法

『企業法務のFirst Aid Kit 問題発生時の初動対応』田辺総合法律事務所／レクシスネクシス・ジャパン
『立法担当者による平成26年改正会社法の解説』坂本三郎／商事法務
『これですべてわかる内部統制の実務 第2版 上級IPO・内部統制実務士資格公式テキスト』箱田順哉／中央経済社
『海外子会社・海外取引のためのコンプライアンス違反・不正調査の法務』吉川達夫／中央経済社
『企業情報管理実務マニュアル 漏えい・事故リスク対応の実務と書式』長内健／民事法研究会
『新・株主総会ガイドライン 第2版』東京弁護士会会社法部／商事法務
『事業報告記載事項の分析 平成26年6月総会会社の事例分析』三菱UFJ信託銀行株式会社／商事法務
『株主総会の準備実務・想定問答 平成27年』日比谷パーク法律事務所／中央経済社
『弁護士先生!! 顧問会社の本当の姿を知ってます? 弁護士が知っておくべき会計・税務』宮田敏夫／清文社
『CAATで粉飾・横領はこう見抜く Excelによる不正発見法』村井直志／中央経済社
『戦後企業会計史』遠藤博志／中央経済社
『会社法計算書類作成ハンドブック 第9版』有限責任監査法人トーマツ／中央経済社
『会社法決算書の読み方・作り方 第9版 計算書類の分析と記載例』新日本有限責任監査法人／中央経済社
『詳細組織再編会計Q&A 新版』布施伸章／清文社

刑法

『講演私の刑法学 人格的刑法学の確立』大塚仁／青林書院
『自動車事故の過失認定』富松茂大／立花書房
『今甦る砂川事件伊達判決 田中最高裁長官と米国の密約を曝く』埼玉弁護士会／埼玉弁護士会
『経済刑事裁判例に学ぶ不正予防・対応策 法的・会計的視点から』澁谷展由／経済法令研究会

司法制度・司法行政

『世紀の司法大改悪 弁護士過剰の弊害と法科大学院の惨状』鈴木秀幸／花伝社
『ニッポンの裁判』瀬木比呂志／講談社
『リーガル・エクササイズ 裁判官から見た「法と社会」「事件と人」』加藤新太郎／金融財政事情研究会
『変動期の日本の弁護士』佐藤岩夫／日本評論社
『弁護士のための初めてのリーガル・ソーシャルワーク』『弁護士のための初めてのリーガル・ソーシャルワーク』編集委員会／現代人文社
『超高齢社会におけるホームロイヤーマニュアル 改訂』日本弁護士連合会高齢社会対策本部／日本加除出版

訴訟手続法

『有利な心証を勝ち取る民事訴訟遂行』佐伯照道／清文社
『事案分析要件事実 主張整理の基礎』高須順一／弘文堂
『要件事実マニュアル 第4版 4 過払金・消費者保護・行政・労働』岡口基一／ぎょうせい
『財産開示の実務と理論 勝訴を無駄にしないための三段活用』小柳茂秀／日本加除出版
『民事保全法 民事紛争最前線』斎藤和夫／慶應義塾大学出版会
『破産法大系 第1巻 破産手続法』竹下守夫／青林書院
『破産法大系 第3巻 破産の諸相』竹下守夫／青林書院
『実務に学ぶ倒産訴訟の論点』滝澤孝臣／青林書院
『人事訴訟事件及び家事事件の国際裁判管轄法制に関する中間試案』商事法務／商事法務
『家事事件の申立書式と手続 新版』長山義彦／新日本法規出版
『裁判例からみた「子の奪い合い」紛争の調停・裁判の実務 子引渡請求訴訟・人身保護請求・子引渡請求審判・ハーグ条約子返還請求』梶村太市／日本加除出版
『夫婦関係調停条項作成マニュアル 第5版 文例・判例と執行までの実務』小磯治／民事法研究会
『調停委員必携（家事）新版』日本調停協会連合会／日本調停協会連合会
『和解交渉と条項作成の実務 問題の考え方と実務対応の心構え・技術・留意点』田中豊／学陽書房
『さらば、裁判員制度 司法の混乱がもたらした

悲劇』西野喜一／ミネルヴァ書房

『新しい少年院法と少年鑑別所法』法務省矯正局／矯正協会

経済産業法

『知らないでは済まされない企業のマイナンバー対応』大蔵財務協会／大蔵財務協会
『持株会社の実務 第7版 ホールディングカンパニーの経営・法務・税務・会計』発知敏雄／東洋経済新報社
『原子力損害賠償の現状と課題』一橋大学環境法政策講座／商事法務
『建設業法・入札契約適正化法等の解説 平成26年改正』建設業法研究会／大成出版社
『建設業経営事項審査制度の実務と究極的評点アップ対策 3訂版』経営コンサルタント百合同事務所／日本法令
『投資信託 11訂 基礎と実務』田村威／経済法令研究会
『企業法制の将来展望 資本市場制度改革への提言 2015年版』神作裕之／資本市場研究会
『為替リスク管理の教科書 基本方針の設定から具体的な実践方法まで』金森亨／中央経済社
『ファイナンシャルビジネス法務入門 これからの法律屋は決算書が読めない仕事になりません』河村寛治／レクシスネクシス・ジャパン
『信用金庫論 制度論としての整理』村本孜／金融財政事情研究会

知的財産法

『注解特許権侵害判断認定基準 裁判例からみたクレーム解釈の実務 第2版』永野周志／ぎょうせい
『ウルトラマンと著作権 海外利用権・円谷プロ・ソムポート・ユーエム社』上松盛明／青山社

農事法

『わが国の狩猟法制 殺生禁断と乱場』小柳泰治／青林書院

労働法

『論点体系判例労働法 1 労働契約の基本問題・成立と終了』菅野和夫／第一法規
『論点体系判例労働法 4 集団的労使関係・紛争解決手続』菅野和夫／第一法規
『トラブルを未然に防ぐ！ 人事異動の進め方』布施直春／労働調査会
『建設業の安全衛生管理 改訂4版』中村文孝／労働調査会
『労働安全衛生法の詳解 改訂4版』労働調査会／労働調査会
『最新判例から学ぶメンタルヘルス問題とその対応策 Q&A 第2版』加茂善仁／労働開発研究会
『東京都男女雇用平等参画状況調査結果報告書 職場のハラスメントへの取組等 平成26年度』東京都産業労働局／東京都産業労働局雇用就業部労働環境課
『次世代育成支援対策推進法のポイント』東京都産業労働局／東京都産業労働局雇用就業部労働環境課

社会福祉法

『加齢現象と高齢者 高齢社会をめぐる法と経済学』Posner, Richard Allen／木鐸社
『障害法』菊池馨美／成文堂
『介護トラブル相談必携』外岡潤／民事法研究会
『生活保護法的支援ハンドブック 第2版』日本弁護士連合会貧困問題対策本部／民事法研究会

医事・薬事法

『病院経営の実務 Q&A 新版』中津幸信／清文社
『薬事ハンドブック 薬事行政・業界の最新動向と展望 2015』じほう

環境法

『日本の大気汚染状況 平成25年版』環境省水大気環境局／経済産業調査会
『誰でもわかる！！日本の産業廃棄物 改訂6版』産業廃棄物処理事業振興財団／大成出版社
『土壌汚染をめぐる重要裁判例と実務対策 土壌汚染地の売買契約条文と調査・処理の実際』宮崎裕二／プログレス

教育法

『新しい学校法務の実践と理論 教育現場と弁護士の効果的な連携のために』山口卓男／日本加除出版

国際法

『軍縮国際法の強化』福井康人／信山社
『宇宙ビジネスのための宇宙法入門』小塚莊一郎／有斐閣
『国際条約集 2015年版』奥脇直也／有斐閣
『慰安婦・強制・性奴隷』日本軍「慰安婦」問題webサイト制作委員会／御茶の水書房
『ケーススタディー国際関係私法』野村美明／有斐閣
『英文契約書の基本表現』牧野和夫／日本加除出版

外交史

『日ロ関係 歴史と現代』下斗米伸夫／法政大学現代法研究所

医学書

『副腎腫瘍取扱い規約 第3版』日本泌尿器科学会／金原出版
『不安症の事典』貝谷久宣／日本評論社
『スポーツにおける薬物治療 処方と服薬指導』日本臨床スポーツ医学会／オーム社

法令集

『外国著作権法令集 ブラジル編』著作権情報センター／著作権情報センター
『外国著作権法令集 メキシコ編』著作権情報センター／著作権情報センター
『外国著作権法令集 ベルギー編』著作権情報センター／著作権情報センター
『外国著作権法令集 ケニア編』著作権情報センター／著作権情報センター

憲法第9条をなし崩し的に事実上改変する「平和安全法制整備法」案及び「国際平和支援法」案の国会提出に抗議し、廃案を求める会長声明

政府は、5月14日、「いかなる事態においても国民の命と平和な暮らしを守り抜くため、切れ目のない対応を可能とする国内法制を整備する」と称し、自衛隊法や武力攻撃事態法・周辺事態安全確保法等の関連10法案を一括して改定する「我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律（平和安全法制整備法）」と、国際的な協力活動の中で戦争中の他国軍を後方支援するための「国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律（国際平和支援法）」（以下併せて「本法案」という）を閣議決定し、同15日に国会に提出した。

本法案は、昨年7月1日にそれまでの政府解釈を変更して集団的自衛権行使等を容認した閣議決定の具体的立法化であるが、それに留まらず、本年4月27日に18年ぶりに改定が合意された「日米防衛協力のための指針（ガイドライン）」を受けて世界中のどの地域でも自衛隊の軍事的協力を可能にしており、憲法第9条の「戦争放棄」「武力不保持」の恒久平和主義の理念を、憲法改正手続を経ることなく法律をもってなし崩し的に事実上変更するものである。

このような閣議決定及び法律によって憲法第9条の理念を事実上変更してしまうことは、立憲主義に明らかに反しており、本法案は憲法第9条に反する違憲なものとして、到底認められない。なお、直近（5月3日）の世論調査（毎日新聞）において、憲法第9条については「改正すべきでない」が57%で「改正すべき」の36%を大きく上回っており、国民の多くは憲法第9条を変えることを望んでいないのであって、国民主権原理に照らしても、許されない手法である。

当会は、昨年の7月1日の集団的自衛権行使容認等の閣議決定の際にも、これに抗議し撤回を求める会長声明を発表したが、にもかかわらずこのような具体的立法化がなされようとしていることは誠に遺憾であり、強く抗議する。

具体的な本法案の問題点は多岐に及んでいるが、例えば、

- ① 政府は「集団的自衛権行使の要件として昨年7月1日の閣議決定の3要件をすべて明文化し厳格な歯止めを定めた」と称しているが、新たに自衛隊が武力行使できる場合として「存立危機事態」という概念が武力攻撃事態法や自衛隊法に新たに規定されているものの、その「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求権の権利が根底から覆される明白な危険がある事態」とはどのような場合なのかは全く不明であり、その判断が時々の政権に委ねられるとすれば、時の政権の恣意的な判断で自衛隊の海外での武力行使が行われることになりかねず、何ら歯止めになっていない。「他に適当な手段がないとき」「必要最小限度の実力」という要件にしても、その判断が時の政権に委ねられる限り、何ら歯止めにはならない。「国会の事前承認」にしても、緊急時の例外を認める限り、やはり歯止めにはなり

得ない。むしろ、個別的自衛権の範囲を超えた武力行使にはそのような歯止めが事実上不可能であればこそ、国の武力行使を禁じている憲法第9条の下では集団的自衛権は認められて来なかったのである。今回の法案は明らかに憲法第9条に反する。

- ② 本法案は、従前の周辺事態安全確保法を重要影響事態安全確保法に改定し、「我が国の平和と安全に重要な影響を与える事態」（この要件もまた不明確で判断も時の政権に委ねられる）には自衛隊が他国軍の支援活動をできるとして、その地域を日本周辺に限定せず地球規模に広げたほか、アメリカ軍以外の外国軍の支援も可能で、活動できる場所も従前の「非戦闘地域」から「現に戦闘行為が行われている現場以外の場所」へと拡大し、更には「後方支援」として弾薬の提供や兵員の輸送、戦闘機等への給油・整備等も可能としている。しかし、そのような「後方支援」は、現に戦闘が行われている場所でもなくとも戦闘の相手側からすればまさに「戦争行為」そのものにほかならず、戦争において相手側の武器・兵員・燃料・兵糧等の補給を断つことは兵法の第一義であるから、自衛隊がそのような後方支援をすることは、自衛隊そのものへの武力攻撃を招くことになりかねず、まさに我が国が他国の戦争に巻き込まれる事態が世界中で発生する危険性がある。

- ③ 本法案のうち「国際平和支援法」は新たに制定しようとするものであるが、この法案に至っては「我が国の平和と安全への影響」すら要件とせず、国連が特定の紛争事態に対して平和に対する脅威又は平和への破壊であると認識を示し加盟国に取り組みを求める決議をすれば、それに呼応して戦闘行為を行う国への「後方支援」活動（武器・兵員・燃料・兵糧等の補給）を認めようというもので、そのような後方支援もまた武力行使の一環であることからすれば、「例外なき国会の事前承認」を要件とはしているものの、明らかに「国際紛争を解決する手段」としての武力行使にあたり、憲法第9条に反すると言わざるを得ない。

本法案の問題点は他にも多数存在しており、いずれも憲法第9条の「戦争放棄」「武力不保持」及び前文の平和的生存権等から導かれる恒久平和主義に明らかに抵触するにもかかわらず、政府はこれらの法案を一括審議として7月末までに可決を目指していると言われており、そのあまりに拙速すぎるやり方は憲法第9条をないがしろにする暴挙としか言いようがない。

当会は、本法案は憲法第9条をなし崩し的に事実上改変するものであり、立憲主義及び憲法第9条の恒久的平和主義に反するものとしてこれに強く反対するとともに、本法案の国会提出に抗議し、廃案となることを求めるものである。

2015年5月18日

東京弁護士会会長 伊藤 茂昭